

# 台湾における介護者としての中国大陸籍配偶者

城 本 る み

1. はじめに
2. 台湾における国際結婚の諸相
3. 外国籍・大陸籍配偶者の特徴
4. 養民の婚姻状況
5. 介護者役割を担う大陸籍配偶者
6. おわりに

## 1. はじめに

台湾で国際結婚が増加しはじめたのは1990年代初頭からであり、社会的に注目され始めたのは1990年代後半、研究テーマとしてもとりあげられるようになったのは2000年以降のことである。国際結婚とはいうものの、内実は東南アジア国籍と中国大陸籍の配偶者が96.2%を占め、しかも台湾人男性と外国籍女性<sup>1</sup>との組み合わせが94.3%を占めているのが、台湾における国際結婚の大きな特徴である<sup>2</sup>。外国籍および中国大陸籍配偶者との国際結婚が、台湾の婚姻数全体（10万6,066組）に占める割合は2011年9月末時点で15.0%、15,897組である<sup>3</sup>。同時期の外国籍および大陸籍配偶者との離婚件数が台湾における離婚件数全体（43,002件）に占める割合は24.9%にのぼり、10,708件となっている<sup>4</sup>。すなわち台湾における夫婦のおよそ7組のうち1組、離婚する夫婦の4組に1組は配偶者のいずれかが外国籍であることを意味していることになる。

1987年から2011年10月末にかけて登録されている外国籍配偶者<sup>5</sup>総数はすでに45万6,814人への

---

<sup>1</sup> 中国籍女性を含むため、本稿では中国大陸（香港・マカオを含む）出身者をあわせて「外国籍」という言葉を使う。

<sup>2</sup> 内政部入出国及移民署全球资讯网（2011）統計資料による。外国籍配偶者数にはすでに台湾籍を取得した配偶者数も含まれている。この割合は筆者が資料から計算し、小数点第二位以下を四捨五入したもの。  
<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/11123949506.xls>（2011/12/30）

<sup>3</sup> 2000年代初頭には、婚姻数全体の25%近くを外国籍配偶者との国際結婚が占めており、この急激な増加によって陳水扁政権は外国籍配偶者の管理・取締りを強化する方向へ進んだといわれている。

<sup>4</sup> 内政部入出国及移民署（2011）統計資料 <http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/110219463357.xls>（2011/12/01）

<sup>5</sup> 本稿で「外国籍配偶者」という場合は、大陸籍と東南アジア籍その他をすべて包括して使用する。外国籍・大陸籍と併記している場合は、大陸籍とそれ以外の意味で使用している。台湾における〈外籍配偶〉は大陸籍配偶者と区別して主に東南アジア配偶者を指す言葉として使われることが多いため、本稿で〈外籍配偶〉〈大陸配偶〉を使用している場合、厳密には〈外籍配偶〉に東南アジア地域以外の出身者（外国籍配偶者全体の4%未満）も含まれていることに留意し言語のままにしてある。留意が不要な箇所では東南アジア籍、大陸籍と翻訳して使用している。

ほっている。このうち中国大陸出身者（香港・マカオを含む）は30万6,549人（67.1%）、東南アジア出身者は13万2,858人（29.1%）で、およそ7：3の比率となっており、大陸や東南アジア地域以外の出身者は4%に満たない<sup>6</sup>。外国籍配偶者の主な出身地域はベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジアであり、台湾に出稼ぎに来ているブルーカラー層外国人労働者の出身地と重なっている。資料によれば、経済後進地域から経済格差を主因として嫁いできた配偶者のうち合法的な就労資格保持者の半数以上（13万4,991人）がブルーカラー層の仕事に従事<sup>7</sup>している。定住資格をもたない東南アジア出身のブルーカラー労働者総数（42万3,338人）<sup>8</sup>とあわせると、台湾における2011年の中国や東南アジア出身のブルーカラー労働従事者は少なくとも55万人を超えていることになる。

台湾のエスニシティ研究では1945年以前に台湾に移住した漢民族を中心とする〈本省人〉、1945年以降に大陸からわたった〈外省人〉、それ以前から台湾に住んでいる〈原住民〉に分けられる<sup>9</sup>。2010年末の台湾の総人口は2,316万2,123人であり、46万人近い外国籍配偶者数はその約2.0%を占めている<sup>10</sup>。2011年10月末時点における台湾の〈原住民〉<sup>11</sup>（少数民族）は51万8,829人（総人口の2.2%）であり<sup>12</sup>、原住民と外国籍配偶者はほぼ互角の人口勢力となっている。

出身国への帰国が義務づけられている外国人労働者とは異なり、外国籍配偶者は永住を前提とする「婚姻移民」である。少子高齢化に直面する台湾政府は、人口政策の一環（少子化対策）として適切な規模の移民受け入れを前向きにとらえ、「多元文化主義」の採用によって「新移民の社会的統合」を目指している<sup>13</sup>。外国籍配偶者の大部分が帰化を目指し、少子化が急速に進行している台湾の現状では、その子女もまた新たな人口勢力となる。台湾ではすでに「婚姻移民」や「新移民」という言葉が定着しており、将来的にこれら外国籍配偶者の帰化が進み参政権まで得ることになれば、政治に大きな影響を与える勢力ともなりうる。

台湾では現在のところ大陸籍中国人が就労目的で渡航することは認められておらず、特殊な資格や技能がない者が合法的に台湾で働くには、台湾人と結婚し一定の条件を満たして居留権を得たうえで就労するのがいちばんの近道である。2003年の「就業服務法」の改正によって、居留資格をもつ外国籍配偶者は就労が可能になったからである<sup>14</sup>。台湾と中国は特殊な関係にあるが、経済格差

<sup>6</sup> 内政部入出国及移民署（2011）前掲資料

<sup>7</sup> 内政部入出国及移民署（2009a）『外籍與大陸配偶生活需求調查報告』pp.60-64 によれば、2008年9月末時点での外国籍配偶者女性のうち就労資格保持者は24万8,359人、うち労働力人口は13万4,991人（54.4%）である。

<sup>8</sup> 行政院勞工委員會職業訓練局（2011）統計資料  
[http://www.evta.gov.tw/content/list.asp?mfunc\\_id=14&func\\_id=57](http://www.evta.gov.tw/content/list.asp?mfunc_id=14&func_id=57)（2011/12/30）

<sup>9</sup> 本省人は閩南語を使う福佬系（74%）と客家語を使う客家系（12%）に分けられる。2009年内政部戸政司によれば人数比率は本省人86%、外省人12%、原住民2%となっており、福佬・客家・外省人・原住民をエスニック・グループとして〈四大族群〉とする分け方もよく使われる。

<sup>10</sup> 内政統計年報（2011）<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list.htm>（2011/11/23）

<sup>11</sup> 本稿では中国語原文をそのまま使う場合は〈 〉で括弧のものとする。

<sup>12</sup> 内政部統計處（2011）[http://www.moi.gov.tw/stat/news\\_content.aspx?sn=5734](http://www.moi.gov.tw/stat/news_content.aspx?sn=5734)（2011/11/23）

<sup>13</sup> 行政院（2006）「中華民國人口政策綱領」

<sup>14</sup> 2003年5月以降、配偶者が台湾人であることを証明する〈依親居留證〉を取得すれば就労ビザを入手できることになり、〈工作許可證〉も不要となった。また〈外國人居留證〉を取得していれば、ビザなしの再入国も可能である。〈外國人居留證〉取得後満4ヶ月で〈全民健康保險〉への加入も可能となった。

を利用した海を跨いで結婚は実質的な「婚姻移民」の範疇に含まれ、台湾の法的な規制や婚姻統計においても大陸籍中国人は特別枠扱いとなっている。

2008年に国民党馬英九政権が発足してから、台湾の移民政策は台湾独立派であった民進党陳水扁政権の方針を転換し、急速に大陸籍中国人の訪台制限を緩和する方向へと舵を切っている。そうした政治的要因による政策転換との関連も注視しながら、本稿では内政部や行政院の行った調査報告に基づき、台湾における国際結婚のなかでも中国大陸籍配偶者に焦点をあてていく。筆者は外国人介護労働者に関する論稿のなかで、台湾では外国籍配偶者が婚姻条件に恵まれない台湾人男性と結婚し、彼女たちが婚姻という名を借りた家庭内介護労働者の役割を担う状況があることに言及した<sup>15</sup>。本稿では台湾の国際結婚においてとくに際立った特徴をもつ大陸出身の国民党退役軍人〈榮民〉<sup>16</sup>たちとの婚姻を通して、榮民との婚姻における大陸籍配偶者の特徴を抽出し、東南アジア出身配偶者たちとの比較も加えながら、彼女たちが高齢者の介護要員としての役割を期待されている状況を台湾における高齢者問題の特殊な一側面としてとらえ、台湾における大陸籍配偶者の全体像を明らかにしていきたい。

## 2. 台湾における国際結婚の諸相

### 2-1. 国際結婚の変遷

台湾における国際結婚の発展について夏曉鵬（2000）、蕭昭娟（2000）、鐘重發（2004）、徐易男（2006）らは萌芽期、形成期、発展期の三段階に分けて分析している<sup>17</sup>。以下その分析にしたがってまとめると、おおよそ次のようになる。

#### (1) 萌芽期（1960～1970年代）

この時期は、台湾女性が欧米や日本へ嫁ぎ、台湾に比べ経済後進国である東南アジアのタイ女性やインドネシア女性が台湾の農漁村に嫁いでくる現象が見られ始めた萌芽期である。この時期の国際結婚は風俗習慣の違いや配偶者との意思の疎通に問題が多いにもかかわらず、外国籍女性の來台数も少なかったため政府もこれといった政策をとらず、來台後の逃亡率も高かった。結婚斡旋業者は利益をあげたものの、一般には国際結婚そのものが受け入れられたとは言えず、早期台湾の国際結婚はその後あまり発展する方向には向かわなかった。

#### (2) 形成期（1980年代）

台湾経済が政府の〈南向政策〉<sup>18</sup>によって急速に発展し、台湾の工場の多くが東南アジア各国に進出して建設を進め、台湾から東南アジア諸国の工場に派遣された男性労働者たちが現地の女性と

<sup>15</sup> 城本るみ（2010）「台湾における外国人介護労働者の雇用」（弘前大学人文学部『人文社会論叢』（社会科学篇）第24号）p.38

<sup>16</sup> 榮民とは榮譽国民の略称であり、退役職業軍人の尊称。行政院國軍退除役官兵輔導委員會（以下、退輔會と略）では榮民資格を細かく定義しているが、台湾では一般に国民党とともに大陸から台湾に移住してきた外省人の退役軍人を指す呼称として使われている。以下、固有名詞として〈 〉をはずして記述する。

<sup>17</sup> 李明堂・黃玉幸（2008）「台湾十年來東南亞外籍配偶研究趨勢分析－以全國碩博士論文為例」2008年（第十屆）台灣の東南亞區域研究年度研討會論文 pp.4-5

<sup>18</sup> 李登輝政権が1994年から台湾企業の中国への過度な投資の一極集中を避け、対東南アジアへの投資分散をはかり、東南アジアでの政治・経済分野における影響力強化をはかった政策。

結婚する現象が見られ始めたのが、この時期の国際結婚の主流である。80年代は<台商>（台湾人商人）や海外派遣された男性労働者たちが東南アジア各国に婚姻市場を拡大し、新たな斡旋業者たちが活躍した時代でもある。この時期が東南アジア女性と台湾人男性との国際結婚現象の形成期とされる。また1987年に两岸関係が緩和され、政府が大陸への親戚訪問を解禁し、两岸経済や文化交流の形成が社会現象になったことも中国籍女性と台湾人男性の結婚増加につながった。

### (3) 発展期（1990年代）

台湾の政治や経済をとりまく周辺状況が変わり、大量の外国人労働者が台湾に入るようになると、大量の台湾籍ブルーカラー層が失業あるいは就業困難となった。またこうした専門技術を持たないブルーカラー層は婚姻市場においても配偶者を探すことが困難になっていく。女性の高学歴化と社会進出が進むことによって、伝統的価値観を重視する台湾男性の配偶者選択にも翳りが見え始める。そうして台湾人女性との結婚が難しい男性たちが外国籍配偶者を娶る現象がみられるようになり、その外国籍配偶者との間にもうけた子どもたちが<新台湾之子>と呼ばれるようになるのが90年代以降のことである。

1992年からは条件付きながら中国大陸からの訪台も可能となり、在大陸籍中国人が増える要因にもなった。東南アジア出身配偶者の増加は1990年以降のグローバル化が大きく影響し、台湾との二国間関係が活発化したことが深く関係している。また外国籍配偶者が増加した時期は、外国人労働者が増加した時期とも重なっている。

## 2-2. 外国籍配偶者に関する先行研究

台湾の外国籍配偶者に関しては、日本でも2000年代半ば以降になってから論稿が発表されるようになった<sup>19</sup>が、論文数自体はそれほど多くない。日本人研究者による論稿は外国籍配偶者全体を台湾における「新移民」として全体像をとらえ、その特徴や課題あるいは台湾社会への影響などをマクロ的にまとめたものが多くみられ、社会学的・人類学的なアプローチが中心となっている。内容を大別すると、婚姻移民を外国人労働者のように台湾における新たなグループとして「労働移民」という枠組みの中で論じているもの、また婚姻移民の国籍別の特徴や婚姻移民特有の特殊な課題をつかもうとしているものなどに区分できる<sup>20</sup>。

外国籍配偶者に関しては、受入れ当事国である台湾における調査・研究数が多い。台湾の婚姻移民に関する先行研究や研究動向については安里（2008）論文や横田（2008）論文において言及されているので、ここでは重複を避け、外国籍配偶者に関する台湾の学位論文における研究対象やそのテーマについて触れておきたい。

---

<sup>19</sup> 例えば横田（2005・2008）、小島（2007）、施ほか（2007a・2007b）、安里（2008）、奥寺（2008a・2008b）、塩川（2009）、金戸（2010）、田上（2010）などがあげられる。

<sup>20</sup> 前者には金戸（2010）や塩川（2009）、田上（2010）、安里（2008）、後者には横田（2008）、奥寺（2008）、施ほか（2007）が区分される。留学生が日本語で書いたものに謝（2006）、ウ（2011）があるが両者とも後者に属し、小島（2007）は人口学的な分析手法による日台の国際結婚比較である。また台湾人男性と日本人女性のカップルを扱った竹下（2001）などもある。

台湾における外国籍配偶者の研究趨勢に関しては李明堂・黄玉幸が2008年に過去10年に遡った分析を発表している<sup>21</sup>。台湾国家図書館でキーワード検索をかけると〈外籍配偶〉（外国籍配偶者）で221篇、〈跨國婚姻〉（国際結婚）で61篇、〈新移民〉で113篇、〈外籍新娘〉（外国籍花嫁）で66篇の学位論文がヒットし、キーワードの重複を除くと台湾における外国籍配偶者に関する修士・博士論文は2007年6月期で369篇に及んだという。

李・黄によれば、台湾では1997年頃から東南アジア籍配偶者の研究が始まり、夏曉鵬（1997）が最も早く着手した研究者である<sup>22</sup>。外国籍配偶者が社会的に注目されるようになると、研究論文数もそれに比例するように増加し、2000年以降さまざまな領域で学位論文のテーマとして取りあげられるようになった。

表1は2000年以降2007年までの台湾における外国籍配偶者を扱った学位論文の篇数をまとめたものである。論文数は2001年に6篇、2002年に11篇、2003年から徐々に増加し、2005～2006年の2年間にはそれぞれ70篇近く書かれている。外国籍子女に関する研究は2003年に4篇（劉秀燕、林璣萍、李怡慧、車達）書かれてから徐々に増加し、2006年には39篇に達した<sup>23</sup>。

表1 2000-2007年台湾全土の外国籍配偶者に関する学位論文数

単位：篇

| 類別/年度  | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 合計  |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 外国籍配偶者 | 2    | 6    | 11   | 13   | 46   | 68   | 66   | 24   | 237 |
| 外籍配偶子女 | 0    | 0    | 0    | 4    | 25   | 36   | 39   | 29   | 132 |
| 合計     | 2    | 6    | 11   | 17   | 71   | 104  | 105  | 53   | 369 |

出所：李明堂・黄玉幸（2009）p.10

369篇の外国籍配偶者に関する研究分析で明らかになったのは、東南アジア出身の配偶者を対象とするものが158篇あったことである。対象国はベトナムがもっとも多く、ベトナム籍配偶者に関する論文が41篇、その子女に関する論文が7篇であった。次点はインドネシア配偶者で17篇、その子女が2篇である。国別にみるとミャンマーがもっとも少ない。扱う外国籍配偶者の人数変化をみると、早期はインドネシア人が多かったが、現在ベトナム人がほかの東南アジア出身者を抜いており、学齢児童についてもベトナム籍子女がもっとも多い。この趨勢は内政部や教育部による外国籍配偶者数その小中学生児童数の変遷とも合致している（表2）。

また外国籍子女の研究対象は小学生児童が中心である。132篇の外国籍子女を扱った論文では小学生を対象としているものが94篇と最も多く、乳幼児が13篇、中学生は6篇、高校生は1篇のみで

<sup>21</sup> 李明堂・黄玉幸（2008）「台湾十年來東南亞外籍配偶研究趨勢分析－以全國碩博士論文為例」2008年（第十屆）台灣的東南亞區域研究年度研討會論文

<sup>22</sup> 台湾における婚姻移民の研究では社会学者夏曉鵬（世新大學社會發展研究所）や王宏仁（國立暨南國際大學東南亞研究所）の研究が引用されることが多い。

<sup>23</sup> 2007年には本数が若干減少しているが、李・黄は2007年度の途中での検索が原因だと推測している。

あった。

また李・黄の他にも王燦槐・林艾蓉は論文の中で、2003～2009年の学位論文で〈新移民女性〉（外国籍配偶者女性）を扱ったものは108篇で、半数以上が子女教育に関する論文、就業問題は9%であったと述べている。GRB<sup>24</sup>では新移民を扱った研究論文は118篇、その58%はその子女教育を対象とした論文で、就業に関しては2%しかなかったという<sup>25</sup>。

表2 2000-2007年台湾全土の学位論文中で対象とされた外国籍配偶者の国籍

単位：篇

| 類別/国籍  | 東南アジア | ベトナム | インドネシア | タイ | フィリピン | ミャンマー | カンボジア | 合計  | 合計  |
|--------|-------|------|--------|----|-------|-------|-------|-----|-----|
| 外国籍配偶者 | 45    | 41   | 17     | 4  | 5     | 2     | 4     | 118 | 237 |
| 外籍配偶子女 | 27    | 7    | 2      | 1  | 2     | 0     | 1     | 40  | 132 |
| 合計     | 72    | 48   | 19     | 5  | 7     | 2     | 5     | 158 | 369 |

出所：李明堂・黄玉幸（2009） p.11

季刊雑誌論文においても、研究対象はおおまかに外国籍配偶者自身を対象とするもの、外国籍配偶者の子女を対象とするもの、そして彼女たちの周辺、の3つに分類することができる<sup>26</sup>。

#### (1) 外国籍・大陸籍配偶者を対象とするもの

外国籍配偶者に関する研究の早期段階では、〈大陸配偶〉と〈外籍配偶〉個人の職業や文化適応問題、彼女たちに対する識字教育や生活適応、子女の教育問題などに研究の主流がみられた。さらに婚家との関係（親子関係や親密度、嫁姑関係、婚姻満足度等を含む）を主体とする研究（丘方晞2003、翁慧雯2004、王明輝2006）などが続き、近年では女性配偶者を主題として医療受診問題、社会的支持ネットワーク、ボランティアサービス、社会及び政治への参加、国家アイデンティティや基本権益などにテーマがうつっている。社会変遷とともにこれら女性の生活上の問題や婚姻におけるDV、介護圧力、貧困、片親、生活ストレスや就業問題へと焦点がうつっている（陳淑芬2003、江亮演・陳燕禎・黄稚純2004、李瑞金・張美智2004、朱玉玲2004、劉海平2004）。またマクロ的視点から移民政策や家庭からの要求に対するサービス体制の構築等、台湾における研究の多様性や向上もみられる（韓嘉玲2003、邱汝娜・林維言2004、潘淑滿2004、戴鎮州2004、翁毓秀2004、許雅惠2004、呉學燕2004、王永慈2005）。

#### (2) 外国籍・大陸籍配偶者の子女を対象とするもの

外国籍配偶者の子女に関する研究は多岐にわたっており、特に早期療育、学習適応、学業成績、自己アイデンティティ問題や文化認識等、成長や教育に関するテーマが多い（劉秀燕2003、陳湘琪

<sup>24</sup> 國科會網站政府研究資訊系統（Government Research Bulletin）の略語

<sup>25</sup> 王燦槐・林艾蓉（2009）「台湾女性勞動力運用之比較：以東南亞配偶、大陸配偶、本國有偶婦女為例」『台灣東南亞學刊』6卷2期 pp.99-100、この数字は2009年1月17日時点のもの

<sup>26</sup> 内政部入出國及移民署委託研究報告（2009）「大陸及外籍配偶生活處遇及權益之研究」pp.13-14、pp.189-192

2004、車達2004、黄琬玲2005、陳美容2005、張秋慧2005、施奈良2005)。また子どもたちの言語能力についてはプラス評価からの研究もみられる(鐘重發2005)。

### (3) 外国籍配偶者に関する周辺人材を対象とするもの

この分野の研究は少ないが、特に関係する人材の能力、たとえば家庭内暴力に対応するケアワーカーの能力(孫智辰・郭俊嚴2008)や教育関係者の多元文化主義、また多元文化に関連する教材の製作などを扱うもの(郭添財2006、李麗英2007)などがみられる。

## 2-3. 国際結婚に関する法規

台湾における外国籍配偶者に対する管理・指導機関は、それまで僑務委員会、内政部戸政司、警政署などにわかれていたものが一本化され、2007年に入出国管理や移民業務を専門に扱う部署として<内政部入出国及移民署>(以下、移民署と略)がたちあげられた。

1990年代になって婚姻による移民が増加するまで、台湾は基本的に移民の送出国であった。そのため移民を受け入れる側としての法整備は遅れ、外国人の定住を前提に整えられた法律としては1999年の<入出国及移民法>を待つこととなった。2000年には<國籍法>が全面的に改正され、10年以上の居留によって外国人も台湾に帰化することが可能となった<sup>27</sup>。この國籍法にはその後も数回の改正が加えられ現在に至っている。<外籍配偶>に対しては1999年の<入出国及移民法>が適用される<sup>28</sup>が、大陸籍配偶者の場合は1992年に制定された<台湾地区與大陸地区人民關係条例>(通称「兩岸關係条例」)が適用され、香港マカオ居民には1997年に制定された<香港澳門關係条例>が適用される。つまり同じ外国籍配偶者であっても、その出身地によって中国大陸籍配偶者とそれ以外の国籍を有する配偶者では適用される法律が異なっている。

台湾では1987年に中国大陸への親族訪問が解禁され交流が始まったことにより1992年には兩岸關係条例が整備され、本格的に中国からの移民を受け入れることになるが、法律上でも台湾は中国に対して他国とは別の表現を採用している。すなわち外国人に対しては<入出国>という言葉を使用するが、大陸籍中国人に対しては<入出境>が使われ、外国人の「帰化」に相当するものを<定居>という表現を使っている。大陸から台湾への移動は「地域内移動」であり、台湾への実質的な帰化は台湾への「定住」とみなす表現を使い、大陸籍配偶者は<大陸配偶(陸配)>、それ以外の外国籍配偶者を<外籍配偶(外配)>と呼び区別している<sup>29</sup>。

外国籍配偶者に関わる法律は、<大陸配偶>と<外籍配偶>で適用される法律が異なるだけでなく内容が異なることもこれまで問題視されてきた。大陸籍配偶者に適用される1992年の兩岸關係条例第17条では「台湾地区人民の配偶者で、結婚して満2年またはすでに子女を出産している者は

<sup>27</sup> 帰化するためには居留条件以外にも一定の財力証明やそれまでに罪を犯していないという証明などが必要である。

<sup>28</sup> この法律は外国人の居留に関するもので、合法的に外国人が継続して7年間、また外国籍配偶者やその子女が5年間継続して居留した居留した場合に永久居留の申請を認める内容となっている。永久居留は帰化とは区別され、国籍は元のままである。

<sup>29</sup> 塩川太郎(2009)「移民が急増する台湾—中国大陸重視へ傾斜した移民政策—」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』57巻(11) pp.95-96

居留申請ができる」のであるが、この居留申請には人数制限がついていたのである。これは「適切な数の移民を受け入れるという人口政策と安全保障上の必要性による」措置とされている<sup>30</sup>。また大陸籍配偶者の身分証取得までに必要な期間がほかの外国籍配偶者より長いこと、また台湾での就労許可をめぐる制限の厳しさなども大陸籍配偶者には不満が強かった。

2003年の两岸関係条例の改正により、大陸籍配偶者の身分に関する制度も2004年3月から変更された。それまで<停留><居留><定居><sup>31</sup>という3段階の身分変更だったものが、<停留><依親居留><長期居留><定居>の4段階に変更され、<定居>資格を得るまでに最短でも8年かかることになってしまった。それまでの制度では停留段階では1年のうち最長6ヶ月の滞在しか許可されず、残りの期間は中国大陸へ戻ることが義務化されていたが、新制度ではそれがなくなり、6ヶ月ごとの延長で連続した居住が認められるようになった<sup>32</sup>。しかし大陸籍配偶者の身分取得までのプロセスは長期化・厳格化する方向に変更され、陳水扁政権下では大陸籍配偶者の管理はより一層厳しい内容となった。

またこの两岸関係条例の修正では、偽装結婚や売買婚の防止を目的として、入国審査時に厳しい面接制度もとりいれられることとなった。そのため陳水扁政権下では2004年度からは大陸籍配偶者との結婚登録数が前年度の3分の1まで一気に減少している<sup>33</sup>。2006年1月以降は国籍法の改正により、大陸籍以外の外国籍配偶者が帰化申請するときには中国語の筆記や面接が義務付けられた。また同年から新規の結婚仲介業者参入を認可せず、2007年の移民法の改正では企業による仲介業務は全面禁止措置がとられ、外国籍配偶者に対する差別には罰金刑も加えられるようになった。陳水扁政権下では外国籍配偶者にはどちらかという保護的な政策が、大陸籍配偶者に対しては法改正や行政の見直しとともに厳しい対応がとられ、外国籍・大陸籍ともに配偶者登録数はピーク時を下回るようになった<sup>34</sup>。

行政院は2008年11月14日より外国籍配偶者の永住権、帰化申請および大陸籍配偶者の定住申請の際に一定金額の財力証明が義務付けられていた規定を撤廃する<sup>35</sup>ことを正式に発表した。行政院長は、これにより国内に居留する外国籍・大陸籍配偶者の約16万6,000人が永住、帰化、定住を申請する際に恩恵がうけられることになると説明し、外国籍および大陸籍配偶者は収入、納税、動産・不動産等証明、雇用主からの雇用証明、書面による就業証明、所得等の必要書類を提出すれば政府

---

<sup>30</sup> 田上智宜（2010）「第4章 新移民政策の形成と展開」佐藤幸人編『台湾総合研究Ⅲ 社会の求心力と遠心力』調査研究報告書 アジア経済研究所 pp.59-61

<sup>31</sup> 台湾は「停留」（6ヶ月以下の台湾滞在）→「居留」資格の取得（6ヶ月以上の台湾滞在）→「定居」（外国籍の場合には「帰化」）という段階制を採用している。

<sup>32</sup> 田上（2010）前掲論文 p.61

<sup>33</sup> 背景には2002～2003年にかけて違法行為によって強制収容された大陸籍中国人数が増加したことがあるといわれている。大陸籍の場合は言葉の壁が少ないため違法労働にも就きやすく、偽装結婚で入国したのちの不法就労が多いため、中国大陸からの移民が台湾の治安を悪化させているという世論が形成された。

<sup>34</sup> 塩川（2009）前掲論文 pp.97-100

<sup>35</sup> 国籍法施行細則第7条、出入国及び移民法施行細則第16条、大陸地区住民の台湾地区における親戚訪問長期居留あるいは定住許可弁法第32条などの3項目を改正し、一定金額をもって生活保障の必要がない基準とする規定を撤廃したものの。



からの認定を受けられることになった。また国内に戸籍があり、かつ配偶者、祖父母或いは父母が生活補助を受けていないものは上述の文書を提出することにより国籍法に規定された「生活保障の恐れがない」という要件を満たすものと認定されることとなった<sup>36</sup>。

また同じく行政院では2008年12月に閣議で行政院大陸委員會<sup>37</sup>（以下、陸委會と略）が提出した兩岸關係條例の一部条文改正草案を通過させた。それにより大陸籍配偶者は台湾の国民身分証（国籍）が取得できる期間はそれまでの8年から來台後6年に短縮され、台湾での就労も可能となった。遺産相続についても200万台湾ドル（日本円で約516万円<sup>38</sup>）までという上限が撤廃され、大陸籍配偶者の労働権、身分権、財産権がさらに保障されることとなった。この改正について行政院長は「合法的なものを保障し、違法なものを取り締まる」という原則を貫き、今後も就労目的の偽装結婚には厳しく対処すると述べている<sup>39</sup>。

2009年からは中国大陸からの留学が認められるようになり、日本のように少子化にあえぐ台湾では学生数確保のため歓迎する大学が多いと言われるが、台湾に留学中の中国大陸籍留学生在が台湾人と結婚するケースも想定されることから、2010年5月には教育部が台湾人と大陸籍留学生の結婚について見解説明を行っている。それによると「就学目的で訪台している留学生在が台湾人の配偶者となる場合は留学生身分が認められなくなる。また留学生身分のまま就学を継続した場合は配偶者身分ではないので留學生期間は居留期間に加算はされず、身分証の取得はできない。また大陸からの配偶者は技能検定試験を受験できるが、留學生は在留身分が異なるため関連専門資格や技能検定試験を受験することも認められない」という内容になっている<sup>40</sup>。

2011年8月、今後の大陸籍配偶者の処遇について、馬英九は総統府において「もともと大陸籍配偶者が身分証申請をするには來台後8年が必要だったが、＜外籍配偶＞とは4年間の差があった。そのためこれを6年まで引き下げたものの、まだ＜外籍配偶＞と2年のひらきがある。大陸籍配偶者が台湾の配偶者ビザがある場合は規制を緩和し、就労する際に就労許可の申請をする必要がなくなり、ただちに就労が可能となった。2009年5月～2011年5月末に就業（労働）保険に加入した外国籍配偶者（大陸籍配偶者を含む）は29,000人余りに達した。今後大陸籍配偶者の身分証取得期間を＜外籍配偶＞と同じように4年に短縮するかどうか、政府は段階的に検討していく」と述べている<sup>41</sup>。

このように馬政権は発足直後から「外国籍および大陸籍配偶者の人権を非常に重視」し、「台湾

---

<sup>36</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2008年11月18日付「新移民の永住申請等の財力証明規定を撤廃」  
<http://www.taiwanembassy.org/content.asp?mp=202&CuItem=73139>（2011/10/31）

<sup>37</sup> 行政院大陸委員會は中国大陸に関する業務全般を扱う行政院直轄機関。1990年の諮問会議を経て、1991年に正式に設立され、香港や澳門も含めて扱っている。

<sup>38</sup> 2011年12月1日の為替レート（1台湾ドル：2.58日本円）で計算したもの。

<sup>39</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2008年12月18日付「行政院：大陸籍配偶者の労働権、身分権、財産権の保障を強化」  
<http://www.taiwanembassy.org/content.asp?mp=202&CuItem=75458>（2011/10/31）

<sup>40</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2010年5月12日付「教育部：來台就学目的の中国大陸学生の結婚、専門資格取得について」  
<http://www.taiwanembassy.org/content.asp?mp=202&CuItem=140941>（2011/10/31）

<sup>41</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2011年8月12日付「馬英九総統が政府による男女格差是正などの成果を説明」  
<http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=214605&ctNode=3591&mp=202>（2011/10/31）

も移民社会であり、外国籍または異なる時代の移民同士が、いかにして調和と包容力のある社会を構築し、われわれの大家族のなかに素早く溶け込めるかを政府は政策の重点として考慮している」と語り、緩和政策を次々に打ち出している<sup>42</sup>。陳水扁政権がとくに大陸からの婚姻移民に対して厳しい対策を打ち出していたのとは反対の路線を進んでいる。

陸委會は2009年、委託調査により20歳以上の1,091人に対して電話調査を行っている。それによると被調査者の77.1%は合法的な中国大陸からの配偶者が就労権を持つことに対して「賛成」と答え、大陸籍配偶者が台湾の身分証取得期間を8年から6年に短縮することについても66.3%の「賛成」回答があったと発表した。しかしこの期間をさらに短縮することについては50.2%の者が「反対」と答えている。全体的な兩岸交流の速度に関しては、「ちょうどよい」が44.7%、「速すぎる」が33.1%、「遅すぎる」が12.4%であった<sup>43</sup>。陸委會のこの発表についての見出しは「87%の国民が台湾の現状維持を希望」とするもので、一見すると大陸への門戸開放が支持されているように見えるが、一定数の反対があることや台湾政府内にもこうした緩和政策に対する異論（帰化の推進により彼女たちの参政権問題が生じることへの懸念）があることには気をつけておくべきであろう。

### 3. 外国籍・大陸籍配偶者の特徴

#### 3-1. 行政による調査報告書の内容

台湾では内政部や行政院國軍退除役官兵輔導委員會（以下、退輔會と略）<sup>44</sup>がこれまで複数回にわたり外国籍配偶者に関する大規模な調査を実施している。内政部による調査は大陸籍配偶者のみに焦点をあてたものではないが、外国籍配偶者全体を対象とし調査規模が大きいため東南アジア配偶者と大陸籍配偶者の比較もしやすい。2003年調査については先行研究で触れられることはあるが、その具体的内容や2008年調査の内容に触れた日本人研究者の論文は未見である。ここでは3-2で〈外籍配偶〉と〈大陸配偶〉の特徴を比較するための資料として、内政部による調査報告書2篇の概要をまとめていく<sup>45</sup>。

#### (1) 『外籍與大陸配偶生活狀況調查摘要報告』（内政部，2003）

内政部は外国籍配偶者の台湾における生活状況、子女の生育状況、就業状況に関する基礎的資料を得るため、1987年1月～2003年8月末日までの有効外僑居留証、永久居留証を持つ者、あるいは帰化し台湾国籍をもつ〈外籍配偶〉および入境停留、居留、定居<sup>46</sup>を申請している〈大陸配偶〉を対

<sup>42</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2008年11月18日付前掲記事

<sup>43</sup> 台北駐日経済文化代表処：台湾週報2011年8月12日付「陸委會：87%の国民が台湾の現状維持を希望」  
<http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=110703&ctNode=1453&mp=202> (2011/10/31)

<sup>44</sup> 行政院國軍退除役官兵輔導委員會は退役軍人の労行政を所轄する行政院所管機関である。「退輔會」と省略されることが多い。

<sup>45</sup> (1) は退輔會 (2009) pp.20-21、(2) は内政部移民署 (2009) pp.192-199を中心に筆者が要約したものである。

<sup>46</sup> 脚注27と同じ

象とする調査を実施した。調査対象者の24万0,837人のうち17万5,909人を訪問調査し、調査成功率は73.0%であった（うち外籍46.8%、大陸53.2%）。

＜外籍配偶＞の教育程度は中卒が34.6%、小卒が31.9%、＜大陸配偶＞は中卒40.6%、高卒27.5%である。台湾人夫の学歴は高校、専門学校が35.9%で最も多く、中卒が34.6%である。＜外籍配偶＞の平均年齢は27歳、台湾人夫の平均年齢は39歳である。それに比べ、＜大陸配偶＞の平均年齢は33歳、その夫は45歳平均である。＜外籍配偶＞＜大陸配偶＞を娶った台湾人男性の身分は榮民、心身障害者、原住民、低収入者が多く（34,583人）、19.7%を占めている。

台湾の居留期間は2年未満が最も多く（外籍31.9%、大陸39.0%）、次が「2～4年」（外籍30.8%、大陸22.5%）、「10年以上」は男性1,654人、女性7,105人である。台湾人配偶者との結婚が初婚である＜外籍配偶＞は97.0%、再婚は2.7%、＜大陸配偶＞の初婚者はそれより少なく79.3%、再婚者は19.6%、半数近くが親戚友人の紹介（46.5%）で知り合い、仲介業者の斡旋（35.9%）がそれに続く。

7割の＜外籍配偶＞には子女がおり、＜大陸配偶＞は5割、台湾人配偶者との間にもうけた子女の平均数は1.5人である。日常生活の主な経済収入負担者は「配偶者」がもっとも多い（外籍73.6%、大陸75.3%）。収入の内訳は「本人もしくは配偶者の仕事や営業収入」（外籍95.7%、大陸84.8%）であり、榮民と大陸籍配偶者の組み合わせ家庭は「年金、撫恤金（弔慰金）、あるいは保険給付」を日常生活における主な収入源としている（50.8%）。

＜外籍配偶＞の有職者は34.6%おり、工場労働が主である。＜大陸配偶＞の有職者は24.9%でサービスを主としている。生活指導講習を受けたことがある＜外籍配偶＞は2割、＜大陸配偶＞は1割である。これから受けたい訓練は両者で大きく異なり、＜外籍配偶＞は語学・識字教育（64.9%）、＜大陸配偶＞は職業訓練（48.3%）で、両者とも「就業保障権」が最も重要だと考えている（外籍44.5%、大陸52.7%）が、＜外籍配偶＞は「生活適応指導」とそれに関連する訓練の増加を望み、＜大陸配偶＞は彼女たちに対する「専門相談機関の設立」を求めている。就業に対する意欲は両者とも変わらないが、言葉や文化の壁、政策の関係により＜外籍配偶＞と＜大陸配偶＞では台湾政府に対する要望にも違いがみられる。

## (2) 『97年外籍與大陸配偶生活需求調査報告』（内政部移民署，2009）

2003年の生活状況調査後、外国籍配偶者数の増加や社会状況の変化などへの対応を目指し、2008年10月から2009年1月にかけて、内政部は再び大規模調査<sup>47</sup>を行った。その結果をまとめたものが移民署による『97年外籍與大陸配偶生活需求調査報告』である。

---

<sup>47</sup> この調査は2008年9月30日時点基準として、1987年以降2008年7月末時点で有効な外僑居留証、永住居留証をもつ外国籍配偶者、すでに台湾に帰化し台湾籍を取得している元外国籍配偶者、および停留・居留・定居申請をしている（香港マカオ籍を含む）大陸籍配偶者を調査対象としたものである。調査対象者母数は40万7,810人、国籍と居住地に基づくサンプリング抽出により、各国母語に翻訳したアンケート紙持参の訪問面接調査方式で13,345人分の有効標本を得た大規模調査である。

この調査で明らかになった台湾における外国籍配偶者の基本状況は以下の通りである。本人自身の健康状態が良好と回答した者が98.0%、女性が96.5%を占めており、外国籍配偶者の教育程度は中卒が37.1%、高校・専門学校が28.0%である。また現在の居住地は北部地区が他地域よりも若干高い。年齢層は25～34歳が52.0%、35～44歳が25.4%である。彼女たちが台湾人夫と知り合ったきっかけは親戚や友人の紹介によるものが多く（52.8%）、紹介ではなく自ら知り合った者も33.8%にのぼる。彼女たちの婚姻回数は初婚者が多く（84.9%）、再婚者は14.0%である。結婚年数は7～10年が23.8%で最も多い。

<外籍配偶>で外僑居留証を持つ者は42.0%、身分証取得者は27.7%である。東南アジア出身者・他国出身者にかかわらず、教育レベルが比較的高い者は元の国籍を放棄せず、台湾への帰化を望むのは教育程度が中等以下の者が多い傾向にある。<大陸配偶>で<團聚>資格取得者は44.2%、<依親居留>資格者は23.3%、<長期居留>資格は12.7%、身分証取得者は19.7%であった<sup>48</sup>。香港マカオ地区の配偶者で居留資格を持つ者は52.6%、身分証取得者は47.7%にのぼった。

外国籍配偶者と結婚した台湾人配偶者の特徴は以下のとおりである。年齢は35～44歳が41.0%で最も多く、台湾人夫35～44歳、外国籍妻が25～34歳の組み合わせが全体の27.5%を占め最も多い。出身国別にみた場合、東南アジア出身者と大陸出身者の台湾人夫は年齢層が高く、その他の国籍や香港マカオ出身者の台湾人夫は年齢相応の組み合わせという特徴がみられる。夫の教育レベルは高校・専門学校程度が40.1%で最も多く、次が中卒で24.8%、92%の者が健康状態は良好で初婚者は76%であった。外国籍配偶者の6割以上の者が子どもをもっており、人数は1～2人が多い。子供たちの年齢は学齢前、小学校期の児童が多く、健康状態は良好である。

台湾人夫の8割は有職者であり、彼らが従事している業種は製造業（30.7%）、建設業（13.8%）、小売販売業（11.8%）、サービス業（10.0%）の順となっており、仕事内容は熟練工がもっとも多く、次に営業・販売担当、非熟練工と続いている。これも外国籍配偶者の出身国別に比較した場合、東南アジアや大陸籍配偶者の夫はブルーカラー層が多く、その他の国や香港マカオ出身者の配偶者になると専門職や企業、行政関連の仕事に従事している比率が高い傾向がみられた。

また東南アジア配偶者が労働に従事していない主な理由としては過重な家事負担があげられており、仕事に従事している者の多くが製造業関連の非熟練工もしくは単純肉体労働者として働いている。東南アジア出身者や大陸出身者はブルーカラー層であるのに対し、それ以外の外国籍配偶者は専門職やホワイトカラー層が多いのも特徴的で、香港やマカオ出身者は事務員や技術補助者などが多い。

外国籍配偶者が受講を希望する講座・講習は「職業教育」「語学教育」「育児教育」である。医療衛生方面では「医療補助」「幼児健康調査」「育児知識や産前産後指導」などに対する要望が多い。生活面では「就業権の保障」「生活保護（支援金）」「子女の教育支援」への需要が高い。

---

<sup>48</sup> 大陸籍配偶者は段階的に<團聚><依親居留><長期居留><定居（=身分証取得）>へと段階的に身分が変わり、<身分証>は台湾国籍の取得、すなわち帰化したことを証明するものとなる。大陸籍以外の外国籍配偶者には<外僑居留><居留><定居>となり、申請段階も期間も異なる。

### 3-2. 大陸籍配偶者と東南アジア配偶者

2008年の調査結果でも明らかのように、東南アジアや大陸以外の出身者で比較的高学歴を有する場合は、本人もその配偶者もホワイトカラー層が多く、男女比率もほぼ変わらない。それに対し東南アジアや大陸籍配偶者は9割以上が女性で占められ、学歴も低く言葉や在留資格の問題もあり、就職している者の多くがブルーカラー層である。そしてその台湾人配偶者もやはりブルーカラー層が多い。東南アジア出身者や大陸出身者は台湾社会においても低階層者として位置づけられ、その婚姻は必ずしも「上昇婚」ではないことがこれまでの研究によっても明らかにされており<sup>49</sup>、それを裏付ける調査結果となっている。

大陸籍配偶者と東南アジア配偶者は人数自体も異なっているが、問題の所在や解決すべき課題も異なっている。大陸籍配偶者は東南アジア配偶者よりも学歴、年齢層ともに若干高いことが特徴である。生活適応状況も大陸籍配偶者のほうが言葉の壁が少ないため生活適応が早い状況はみられるが、2-3.でみたように適用される法制度が異なるため、就労の壁は大陸籍配偶者のほうが高く、結果的に就労できているのは東南アジア配偶者が多い状況にある。

2008年報告書では、外国籍配偶者間の格差、すなわち東南アジアや大陸籍配偶者とそれ以外の国の配偶者の多様な階層差に注目したまとめ方をしており、行政報告書の内容の変化からも<外籍配偶>と<大陸配偶>の相違点への注目から、さらに詳細な階層差に踏み込んでいっていることがわかる。

王燦槐・林艾蓉(2009)の研究では、東南アジア配偶者や大陸籍配偶者と台湾人有配偶者の労働力について比較を行い、これらの女性の「非労働力」比率は台湾女性が最も高く、大陸籍、東南アジア籍と続いていることが明らかにされている。大陸籍配偶者は職業訓練を受けていても、さまざまな就労制限によって労働力市場に参入しにくく、東南アジア配偶者は夫やその家族の反対により外で働きにくい状況にある。そうした制約があっても東南アジア配偶者の労働力率が高いのは、すでに彼女たちが台湾社会で欠くことのできない労働力となっており、なにより彼女たち自身の就労意欲が高いことが背景にあるという。

大陸籍配偶者はこれら女性たちの中で最も就労意欲が高いが、法的な規制<sup>50</sup>により就業が阻まれてきた。そのため東南アジア配偶者と大陸籍配偶者では労働力市場参入率に大きな差があるが、いったん労働力市場に参入すると、大陸籍配偶者は失業や労働時間の短さ、低所得などの問題に直面することが東南アジア配偶者よりも低く、比較的安定した就業状態に落ち着いていく。また就業状況は東南アジア女性がもっとも低所得で、労働時間ももっとも短く、それに大陸籍女性、台湾人女性と続いている。この論文では東南アジア女性の場合は言葉の問題が大きいと分析されている<sup>51</sup>。ただし就労率については2-3.でみたように2008年12月から大陸籍配偶者の就労条件が緩和されたた

<sup>49</sup> たとえば横田(2008)、奥島(2008)、安里(2008)らの研究など。

<sup>50</sup> <外籍配偶>は<外僑居留證>が取得できた段階で就労申請が可能であり、入国後4ヶ月で国民保険の加入も可能となる。<大陸配偶>は短期滞在→長期滞在(居留證の取得)により就労申請が可能となるため、両者の就労条件は異なっている。

<sup>51</sup> 王燦槐・林艾蓉(2009)前掲論文 pp.122-129

め、今後の調査では大陸籍配偶者の就労率が上昇する可能性が考えられる。

藍佩嘉（2006）の研究によれば、婚姻移民たちは国籍が異なると関心を示す権利意識も異なるという。たとえばアメリカ国籍の配偶者は仕事の関係で台湾に来ることが多く、その後自由恋愛で結婚するケースが多いため経済的に自立しており、夫や夫家族への経済的依存度は低く、台湾に帰化したいという希望はほかの国の配偶者に比べて少ない。日本国籍の配偶者は生活適応や言語文化の習得に意欲が強く、総体的にベトナム人は帰化と平等な権利をもとめ、労働市場への参加権利、子女の監護権、永住権や差別偏見に反対する権利を最も重視している<sup>52</sup>。

これまでの外国籍配偶者に関する研究では、東南アジア出身の配偶者たちは夫やその家族に＜傳宗接代＞（跡継ぎの出産）を求められており、結婚後2年以内に出産する者が多いという指摘がみられた。外国籍配偶者を妻とする台湾人男性は一般に社会的地位が低く、台湾での配偶者探しが困難であるため、経済後進国から花嫁を娶ることを主因とする指摘である。対して大陸からの配偶者は本人たちの渡台目的が「就労」であるといわれ、実際に彼女たちの台湾政府に対する要望も就労権に対する要求がいちばん強いとの指摘が多かった。小島（2007）によれば、台湾の国際結婚においては第1子出産年齢に夫と妻双方の年齢が影響を与えているが、これは外国人妻の結婚年齢が低く、夫婦間の年齢差が大きいことが反映されているという。また東南アジア出身者よりも大陸出身者のほうが晩産、晩婚傾向が強いことが明らかにされている<sup>53</sup>。

経済格差のある後進国からの花嫁たちとの国際結婚は台湾の研究者によっても＜商品化的跨國婚姻＞と称され、直截的に「売買婚」あるいは「貿易婚」と呼ばれることもある。外国籍配偶者たちが＜外籍新娘＞と呼ばれ、大陸籍配偶者が＜大陸新娘＞＜大陸妹＞などと呼ばれることが差別的だとして、2003年7月には大陸からの配偶者を＜大陸配偶（陸配）＞、それ以外の国の配偶者を＜外籍配偶（外配）＞と呼ぶように＜行政院婦女權益促進委員會＞が変更を決定、翌月には内政部から各政府機関へ統一呼称の使用が要請された。しかしこれは公的機関における統一呼称であり、一般市民がすべてこの呼称を使っているわけではない。一般市民の間で広く使われる言葉にある種の貶義が含まれ、そのような使われ方をしてきたことにも外国籍配偶者たちの置かれている立場の一端が垣間見られる。

前述したように内政部戸政司の統計によると、2011年9月末時点で台湾における離婚件数全体に占める台湾人夫婦の割合は75.1%、外国籍配偶者の場合は24.9%で全体の4分の1を占めている。これをさらに詳しくみていくと大陸出身者は全体の15.1%、東南アジア出身者は8.4%で、大陸出身者が東南アジア出身者の倍となっている<sup>54</sup>。先述したように両地域の在台配偶者数そのものに倍以上の差があるため、大陸出身者の離婚者数全体に占める割合が東南アジア出身者よりも高いのは当然の帰結であるはずだが、こうした数字の独り歩きがメディアや斡旋業者などが唱える「ベトナム人女性はおとなしくて台湾人にあう」「大陸女性は気が強く扱いにくい」というステレオタイプなイ

<sup>52</sup> 内政部入出國及移民署（2009）『大陸及外籍配偶生活處遇及權益之研究』p.12

<sup>53</sup> 小島宏（2007）「国際結婚夫婦の家族形成行動—日本と台湾の比較分析」中央大学『経済学論纂』第47巻第3・4合併号 p.187

<sup>54</sup> 内政部入出國及移民署全球資訊網（2011）前掲資料

メージ戦略に影響を与えている可能性は否定できない<sup>55</sup>。また大陸籍配偶者が東南アジア出身者よりも就業に強い意欲を持ち、大陸の実家への送金にはげむ傾向が強いという調査結果なども、「金儲け主義」「偽装結婚による不法就労や風俗就労をしてまで金が欲しい」といったイメージ形成の背後に潜んでいるように思われる<sup>56</sup>。

### 3-3. 社会的弱者としての外国籍配偶者

游美貴（2008）によれば、台湾の女性保護シェルターには4～6割程度の大陸籍及び東南アジア籍配偶者が収容されているという。もとは台湾人女性の保護を目的として設置されたシェルターだったものが、現在はそうした外国籍配偶者の保護を主体とする施設に変化しているのだという<sup>57</sup>。こうした社会的弱者<sup>58</sup>の外国籍配偶者たちは、言葉の問題や文化の違い、また滞在身分の制限などがあり、生活を夫やその家族に依存せざるを得ない状況に置かれている。家庭によっては彼女たちの行動を制限し、パスポートをとりあげるなどによって女性が逃亡し、結婚生活の破たんを免れようとする場合もある。また言葉や文化の壁は彼女たちの生活や行動圏も狭め、家族以外との接点が非常に少ない状況に置かれることになる。さらに彼女たち自身が台湾に来る前に想像していた生活との落差の大きさ、とくに宗教や飲食習慣、親族関係などにカルチャーショックを受けることも少なくない。また1人の独立した人格として扱われるのではなく、家庭生活を維持し家事や育児に追われ、跡継ぎを産むための役割期待を過剰に担わされることへの落胆も大きい。

そうした弱い立場の外国籍配偶者は、たとえ不快なことがあっても、身分証を取得するまではとにかく我慢するしか選択肢はない。その結婚生活から逃れることを考えると、子供の親権を含め合法的に台湾に居住する権利も失ってしまうからである。そのことを危惧し、不幸な婚姻であっても耐えようとするのだと游は述べている。たとえ身分証を取得し離婚できたとしても、彼女たちが台湾で経済的に独立して生計を維持していくためには長い時間を必要とする。経済的な依存は加害者が威嚇的に女性を拘束することを助長し、彼女たちが外部に助けを求めることさえためらわせてしまう力学を働かせてしまうのだという。

このような背景から進められた内政部移民署の委託研究『大陸及外籍配偶生活處遇及權益之研究』（2009）<sup>59</sup>では次のようなことが明らかになっている。すなわちこうした弱者外国籍配偶家庭では、「彼女たち自身が家計を支える主体となっており、収入など経済的問題が最も大きな生活上

<sup>55</sup> こうした個人の性格や個性をみるのではなく、婚姻移民が出身国別のステレオタイプな位置付けがされていることについては奥島（2008）pp.29-37が詳しい。

<sup>56</sup> 近年大陸籍配偶者は性格が強いという印象をもたれ、配偶者としても労働者としてもあまり好まれない傾向にあるという。特に職業を採る場合、雇用者側が不法就労と思われ罰せられることをおそれ雇用が進みにくい。舅姑との関係は東南アジア花嫁の場合は経済問題、大陸籍花嫁の場合は家事が問題となるケースが多く、アンケートなどの量的調査では2割くらいが舅姑と問題ありと回答している。舅姑との関係では、そもそも年配者側に外国籍配偶者に対する偏見が強いことが多いといわれている。

<sup>57</sup> 内政部入出國及移民署（2009）『大陸及外籍配偶生活處遇及權益之研究』pp.6-8

<sup>58</sup> 游の定義によれば「低収入（生活保護）世帯、台湾人配偶者が心身障害者、現在片親家庭である、現在家庭内暴力問題を抱えている」という4項目に該当する者をさす。

<sup>59</sup> 本調査報告書の内容については紙幅の関係により別稿で詳細に扱う。

の困難であること、婚家との人間関係のなかでもとくに嫁姑関係などが重要であること」である。

#### 4. 榮民の婚姻状況

前述したように台湾における「婚姻移民」の研究では、近年増加し「新移民」となった外国籍配偶者たちのおかれている現状と課題、あるいは東南アジア出身の配偶者と大陸籍配偶者を比較して、その日常生活適応度や政府に対する要望の相違などについて言及されたものが多くみられる。しかし大陸籍配偶者たちの台湾人配偶者が榮民であるか否か、また夫が榮民であることが日常生活での家庭内役割や彼女たちの要望（たとえば強い就労要求）に影響を与えているのではないかという点について検討されているものはみあたらない。ここではさまざまな統計や調査報告をもとに榮民と大陸籍配偶者の婚姻の特徴を抽出していく。

##### 4-1. 2010年の榮民の東南アジア・大陸籍配偶者との婚姻統計

###### 【現状】

退輔會資料によれば、台湾政府が1993年に受入れを認可し、2010年9月末までに榮民の配偶者として台湾にやってきた大陸籍配偶者数は32,304人、同時期の台湾における大陸籍配偶者数29万人の約11.0%にあたる<sup>60</sup>。離婚や死去などを除く現存数は28,580人（榮民は20,633人、死去7,947人）である（表3）。それに対して同時期の東南アジア配偶者数は2,410人で、台湾全体の大陸籍配偶者以外の東南アジア配偶者数15万人の1.7%にすぎない（表4）。榮民と結婚している台湾人以外の配偶者数30,990人のうち、大陸籍配偶者と東南アジア配偶者の比率はおおよそ9：1（92.2%：7.8%）で大陸籍配偶者が圧倒的に多いことがわかる。身分証については取得しているものがおよそ35%、未取得者が65%と大陸籍配偶者、東南アジア配偶者のいずれもほぼ同程度の割合となっている。

表3 榮民の大陸籍配偶者統計（2010年9月末）

|          | 総計            | (%)  | 榮民数           | 死去榮民数        |
|----------|---------------|------|---------------|--------------|
| 大陸籍配偶者   | <b>28,580</b> |      | <b>20,633</b> | <b>7,947</b> |
| 身分証取得者   | 9,939         | 34.8 | 7,622         | 2,317        |
| 身分証未取得者  | 18,641        | 65.2 | 13,011        | 5,630        |
| 榮民との間の子女 |               |      |               |              |
| 無        | 24,958        | 87.3 | 17,477        | 7,511        |
| 有        | 3,622         | 12.7 | 3,186         | 436          |
| 子女数合計    | <b>5,128</b>  |      | <b>4,578</b>  | <b>550</b>   |
| 7歳未満     | 1,623         | 31.6 | 1,576         | 47           |
| 7-12歳    | 2,198         | 42.9 | 1,979         | 219          |
| 13-15歳   | 724           | 14.1 | 580           | 144          |
| 16-19歳   | 427           | 8.3  | 323           | 104          |
| 20歳以上    | 156           | 3.0  | 120           | 36           |

出所：退輔會HP業務統計より筆者作成

<sup>60</sup> 行政院國軍退除役官兵輔導委員會HP性別統計資料 本節の統計資料はすべてこのHPを参照している。  
<http://www.vac.gov.tw/content/index.asp?pno=677> (2011/11/27)



表4 榮民の東南アジア配偶者統計（2010年9月末）

|          | 総計           | (%)  | 榮民数          | 死去榮民数      |
|----------|--------------|------|--------------|------------|
| 東南アジア配偶者 | <b>2,410</b> |      | <b>2,278</b> | <b>132</b> |
| 身分証取得者   | 827          | 34.3 | 766          | 61         |
| 身分証未取得者  | 1,537        | 65.7 | 1,512        | 71         |
| 榮民との間の子女 |              |      |              |            |
| 無        | 1,190        | 49.4 | 1,088        | 102        |
| 有        | 1,220        | 50.6 | 1,190        | 30         |
| 子女数合計    | <b>1,808</b> |      | <b>1,766</b> | <b>42</b>  |
| 7歳未満     | 988          | 54.6 | 973          | 15         |
| 7-12歳    | 753          | 41.6 | 729          | 24         |
| 13-15歳   | 40           | 2.2  | 40           | 0          |
| 16-19歳   | 27           | 1.5  | 24           | 3          |

出所：退輔會HP業務統計より筆者作成

また表5と表6を比較するとあきらかなように、大陸籍配偶者と東南アジア配偶者と結婚している榮民自身にも大きな差異があり、大陸籍配偶者と結婚している榮民の7割以上が65歳以上の高齢者であるのに対し、東南アジア配偶者と結婚している榮民の半数以上が49歳以下である。そのため大陸籍配偶者との間には子どもがいない榮民が9割近くにのぼり、東南アジア配偶者との間には半数の者が子女をもうけている。榮民自身の平均年齢が大陸籍配偶者と結婚している榮民より若いため、子女の半数以上が7歳未満であり、12歳以下の子どもが96%にのぼる。それに対し大陸籍配偶者の場合は13歳以上の子女が25.5%で、うち3%は20歳以上である。

表5 大陸籍配偶者と結婚している榮民統計（2010年9月）

|          | 総計            | (%)    | 49歳以下<br>(青壮年) | 50-64歳<br>(中高年) | 65歳以上<br>(老年) |
|----------|---------------|--------|----------------|-----------------|---------------|
| 総計       | <b>20,633</b> |        | <b>2,994</b>   | <b>2,517</b>    | <b>15,122</b> |
| (%)      |               |        | (14.5)         | (12.2)          | (73.3)        |
| 大陸籍配偶者年齢 |               |        |                |                 |               |
| 39歳以下    | <b>3,996</b>  | (19.4) | 2,305          | 1,048           | 643           |
| 40-59歳   | <b>12,785</b> | (62.0) | 689            | 1,454           | 10,642        |
| 60歳以上    | <b>3,852</b>  | (18.7) | 0              | 15              | 3,837         |
| 平均年齢（歳）  |               |        |                |                 |               |
| 榮民       | <b>73.4</b>   |        | 44.3           | 55.5            | 82.2          |
| 大陸籍配偶者   | <b>49.9</b>   |        | 35.7           | 41.2            | 54.2          |
| 年齢差      | <b>23.5</b>   |        | <b>8.6</b>     | <b>14.3</b>     | <b>28</b>     |

出所：退輔會HP業務統計より筆者作成

表6 東南アジア配偶者と結婚している榮民統計（2010年9月）

（単位：人）

|            | 総計           | (%)    | 49歳以下<br>(青壮年) | 50-64歳<br>(中高年) | 65歳以上<br>(老年) |
|------------|--------------|--------|----------------|-----------------|---------------|
| 総計         | <b>2,278</b> |        | <b>1,267</b>   | <b>666</b>      | <b>345</b>    |
| (%)        |              |        | (55.6)         | (29.2)          | (15.1)        |
| 東南アジア配偶者年齢 |              |        |                |                 |               |
| 39歳以下      | <b>1,960</b> | (86.0) | 1,254          | 577             | 129           |
| 40-59歳     | <b>254</b>   | (11.2) | 12             | 88              | 154           |
| 60歳以上      | <b>64</b>    | (2.8)  | 1              | 1               | 62            |
| 平均年齢（歳）    |              |        |                |                 |               |
| 榮民         | <b>52.2</b>  |        | 43.5           | 54.9            | 78.9          |
| 東南アジア配偶者   | <b>37.2</b>  |        | 32.1           | 38.3            | 53.6          |
| 年齢差        | <b>15.0</b>  |        | <b>11.4</b>    | <b>16.6</b>     | <b>25.3</b>   |

出所：退輔會HP業務統計より筆者作成

#### 4-2. 榮民の大陸籍配偶者に関する行政の調査研究

ここでは行政院國軍退除役官兵輔導委員會（以下、退輔會と略）<sup>61</sup>が実施してきた榮民の大陸籍配偶者に関する3篇の調査報告書の概要をまとめ<sup>62</sup>、榮民と大陸籍配偶者の婚姻に関する特徴を抽出したい。

##### (1) 『中華民國91年台閩地區榮民有大陸配偶者家庭狀況調查報告』（退輔會，2002）

19,491名の大陸籍配偶者と結婚した榮民のうち、31.9%は就養（扶養を受けている）、68.1%が非就養である。非就養榮民のうち毎月年金をもらっている者は43.1%、退職金として一括受取りをした者が22.4%、年金を受給していない、もしくはその他が2.6%であり、半数以上の大陸籍配偶者を娶った榮民は経済的にゆとりがないだけでなく逼迫している者もいる。榮民の平均年齢は69.9歳、65歳以上の＜老年＞が約8割（81.4%）を占め24～50歳の＜青壮年＞が14.8%、50～64歳の＜中高年＞は3.8%に過ぎなかった。すなわち大陸籍配偶者と結婚している榮民は高齢者が大部分を占めることがわかる。それに対して榮民と結婚している大陸籍配偶者の平均年齢は43.7歳、青壮年は69.2%、中高年は24.9%、65歳以上の老年は5.9%にすぎない。

大陸籍配偶者と結婚している榮民の平均年齢は70歳前後ではあるが、64.9%は健康状態が良好であり、持病もしくは心身障害があるが日常生活は自立している者が30.8%、持病もしくは心身障害により自立生活ができない者は4.3%である。83.7%の榮民が高齢期の結婚の主な目的は自分の身の

<sup>61</sup> 行政院國軍退除役官兵輔導委員會は退役軍人の労行政を所轄する行政院所管機関である。「退輔會」と省略されることが多い。

<sup>62</sup> 退輔會（2009）pp. 17-19、pp.205-214、中文摘要Ⅰ～Ⅱから筆者がまとめたもので、ここでは政府報告書の調査結果のみをとりあげる。

回りの世話もしくは日常生活の伴侶探しと回答している。全体的に榮民と大陸籍配偶者の婚姻関係は<老少配><sup>63</sup>で年齢差が30歳ほどあるが、榮民の健康状態はまずまずの状態であり、日常生活の必要に迫られて、というよりも将来的に健康状態が衰えたときに世話をしてもらうため、という理由による。

多くの大陸籍配偶者の教育程度は低く、中卒以下が66%程度を占める。高卒は26%、専門学校以上は8.2%にすぎない。大陸籍配偶者の71.5%が再婚で、初婚者は26.8%、2回以上が1.7%である。その多くが親戚友人の紹介（79.0%）で榮民と結婚し、<探親>（親戚訪問）や観光などで知り合ったのは16.5%、1.0%が仲介業者の斡旋によるとしている。大陸籍配偶者の就業状況はフルタイム労働が3.7%、パートタイムが3.7%、無職が88.0%である。すでに身分証を取得している者は4.3%、居留証は14.2%、居留身分を申請している者が52.8%であった。

## (2) 『榮民娶大陸配偶情形及服務協助之研究』（退輔會，2004）

内政部統計資料によれば大陸籍配偶者を娶った台湾男性の平均月収は2~4万台湾ドル（59%）で、その多くが老榮民、心身障害者、農村困窮者もしくは都市郊外のブルーカラー層などであり、経済状況は共働きでようやく日常生活を維持できる程度である。しかし関連法規により大陸籍配偶者は定期的に大陸に戻らねばならず、身分証の取得には何年もかかり、こうした往復の交通費などの負担が経済弱者たちには重くのしかかっている。大陸籍配偶者の權益については居留権、就業権と健康保険が求められている。榮民と大陸籍配偶者の間に生まれた子女も3,000人程度いるが、<老夫少妻>の家庭環境のなかで成長するだけでなく、日常生活においても兩岸の対立した意識（大陸vs台湾）が交錯する中で育っている。子女の教育やそのアイデンティティについては関連機関の重要な検討課題となりうる事象である。

本研究によれば3.9%の榮民（21,287人）が大陸籍配偶者と結婚しており、大陸籍配偶者と結婚している榮民は榮民全体のなかでも低階層者であるという特徴をもっている。総体的に老年榮民の教育程度は低く、健康状況もあまりよいとは言えない。大陸籍配偶者を娶る主な目的は自分の身の回りの世話であり、青壮年榮民の教育程度は中等レベル以上、健康状態も比較的良好で、多くが職業に就いている。結婚の目的は家庭をつくること、すなわち<傳宗接代>である。42%の老年榮民は毎月の主な収入が軍人恩給であり、32%が毎月養老年金ももらう経済弱者である。台閩地区の一般家庭では84%が持ち家に住んでいるが、大陸籍配偶者を娶った榮民の持ち家率は58%と少ない。また台湾地区の一般男性79.8%が結婚に満足しているのに対し、大陸籍配偶者と結婚した榮民の満足度は63.7%、不満と答えた者が13.5%にのぼる。

榮民と結婚した大陸籍配偶者の結婚時の年齢は高く、教育レベルは中学程度、75%が再婚であり、68%は前夫との間に子女がいる。8割以上の大陸籍配偶者が親戚友人の紹介で知り合ったと述べ、17%は榮民が親戚訪問や観光で大陸に渡った際に知り合い、仲介業者の斡旋は3.5%であっ

---

<sup>63</sup> 夫婦の年齢が離れており、夫は高齢、妻が若いことを指す。<老夫少妻>と同じ。

た。8割程度の大陸籍配偶者が日常生活では主に榮民の年金収入に頼っていると答え、自らの仕事の収入と答えた者は17%であった。

被調査者のうち2,170世帯に子女があり、その人数は2,983人である。各世帯の平均子女数は1.4人、2,511人の子女が台湾で生活している。それ以外は大陸の実家に預けてあるという。800名の大陸籍配偶者が職業訓練を受けたと答え、受講した訓練の内容の多くが在宅看護と在宅ケアサービスに集中している。2,000人の大陸籍配偶者がこれから職業訓練を受けたいと言っているが、大陸籍配偶者の夫である榮民の多くが老年期にさしかかっており、今後10年で大陸籍配偶者が榮民遺族として退役給与の半額を受け取ることが大きな課題となる。

### (3) 『榮民之大陸及外籍配偶就業、就學與福利服務規劃之研究』 期末報告書（退輔會，2009）

本研究は退輔會が國立臺灣師範大學に委託し2007年から2008年にかけて調査を実施したものである。この調査ではとくに榮民とその配偶者の家庭状況について詳細に調べ、労働市場への参加経験や需要について提言を行う目的で実施され、アンケート調査に加え訪問個別面談、グループ面談が行われている<sup>64</sup>。

#### 【研究結果】<sup>65</sup>

①**榮民の大陸籍配偶者の特性**：被調査者の9割が大陸籍配偶者であり、〈老夫少妻〉である。〈大陸配偶〉の平均年齢は50歳、榮民の平均年齢は73歳で、平均年齢差は23歳である。大多数の大陸籍配偶者が高卒学歴で、台湾に来る前は大陸で仕事をしてきた者がほとんどである。70歳前後の榮民が40～50歳の東南アジア籍もしくは大陸籍配偶者と結婚するケースが多くみられ、こうした榮民の7割はすでに退職しているが、15%程度の榮民はまだフルタイムでの仕事をしている。大陸籍配偶者と結婚している榮民の66%は初婚、反対に大陸籍配偶者は65%が再婚である。

②**生活適応と婚姻関係**：日常生活における言語上の困難は少ないが、社会的支持の面が欠けている。榮民の大部分が年金受給者であるため贅沢はできないまでも生活できないほどの困窮状態ではない。また榮民と大陸籍配偶者は結婚後、話しあって年金の中から一定金額を小遣いとして大陸籍配偶者に渡している場合が多い。ただその婚姻関係は夫妻というより父娘のような関係性である。

③**就業とケア**：榮民と結婚した半数以上の東南アジア配偶者と大陸籍配偶者が日常生活において家庭成員の世話をしていると回答している。うち65%は主に榮民の世話をしており、3割は主に子女の世話をしていると答えている。2割の配偶者がそのケア負担が重いと答えている。6割の配偶者が仕事をしておらず、その理由は主に家族の世話で外に働きに出られないというものである。24%程度は適当な仕事が見つからないことを理由にあげている。受けた教育、年齢、職業上の身分および

---

<sup>64</sup> 面談は8縣市32名の榮民の大陸籍配偶者及び勞委會、退輔會、移民署の担当者に対して行われた。集団面接では政策立案者である陸委會、退輔會、移民署、内政部、教育部、勞委會及び外交部などの機関、サービス提供者としては北部、中部、南部の移民署服務處、勞委會就業服務站、退輔會榮民服務處及び内政部新移民家庭服務センターを主としている。アンケートは15,046部を回収し、うち大陸籍配偶者は13,822名であった。

<sup>65</sup> 退輔會（2009）前掲書 pp.185-193

家族の世話などの制限を受け、大陸籍配偶者の多くが看護、清掃、飲食サービス業などに就いており、資格制限などによって職業訓練に参加する意識はあまり高くない。

#### 4-3. 榮民と結婚している大陸籍配偶者の特徴

##### 【統計小括】

2010年9月末までに榮民の配偶者として台湾にやってきた大陸籍配偶者は32,304人で、同時期の台湾における大陸籍配偶者総数29万人の約11.0%にあたる数であることがわかった。大陸籍配偶者と東南アジア配偶者の比率はおよそ9:1(92.2%:7.8%)で大陸籍配偶者が圧倒的に多い。

大陸籍配偶者と結婚している榮民の7割以上が65歳以上の高齢者であるのに対し、東南アジア配偶者を娶っている榮民の半数以上が49歳以下である。そのため大陸籍配偶者との間には子どもがいない榮民が9割近くにのぼるのに対して、東南アジア配偶者との間には半数の者が子女をもうけている。すなわち結婚の目的が老後の介護のためならば大陸籍配偶者、比較的若い配偶者を娶り跡継ぎの出産に重きを置く場合は東南アジア配偶者が選ばれている可能性が高い。

##### 【調査報告(1)の小括】

榮民と結婚している大陸籍配偶者の多くが中年の再婚女性であり、教育レベルは中等学歴、9割近くが無職者であることがわかった。また夫である榮民はおよそ70歳が平均年齢で、配偶者との年齢差は平均30歳ひらいている。65%程度の榮民が健康状態は比較的良好であるが、大陸籍配偶者との結婚は現在必要に迫られてというよりも、将来的に介護を担ってもらう人を確保しておきたいという「保険をかける」動機であると回答した者が8割を超えている。

##### 【調査報告(2)の小括】

この調査では、榮民のなかでも低階層者が大陸籍配偶者と結婚しているという現実が明らかになった。大陸籍配偶者たちの75%は再婚者であり、7割近くの者に前夫との間の子女がいる。またその大部分の者が前夫との間の子女を大陸において渡台している。このことから榮民と大陸籍配偶者の結婚がお互いの感情を基礎として成立したものではなく、いずれも双方の利害関係(介護者がほしい榮民と将来的な就業のため台湾での生活基盤がほしい大陸籍配偶者)が一致した婚姻だと考えたほうが理解しやすい。

##### 【調査報告(3)の小括】

この調査では、榮民と大陸籍配偶者の年齢差は23歳で、婚姻関係が夫婦というよりも父娘の関係性に近いと分析している。ほかの調査同様に榮民は老後の世話、大陸籍配偶者は実家の経済状況からほかに選択肢はない、という双方の利害関係の一致状況が浮き彫りになっている。また分析者はこのような榮民と大陸籍配偶者の組みあわせが「ケア労働の人材不足を補うもの」として機能すると明言している。

## 5. 介護者役割を担う大陸籍配偶者

### 5-1. 調査報告に見る大陸籍配偶者の全体像

ここでは中華救助總會<sup>66</sup>が2007年と2009年に出版した大陸籍配偶者への支援活動報告書の中から、「在台大陸配偶生活状況問卷調査統計分析」<sup>67</sup>をとりあげる。支援団体による大陸籍配偶者のみを対象とした調査<sup>68</sup>であるため、大陸籍配偶者固有の特徴を抽出してみたい。

2006年～2007年と2008～2009年の調査内容や尋ね方は必ずしも一致しておらず、2008～2009年の調査項目のほうが多く、質問内容も多岐にわたっている。大陸籍配偶者の基本状況については両調査であまり変化はみられない（表7）。変わったのは出身地の第4位が広東省から浙江省になった点、年齢層は30代が最も多いことに変化はないが、2位が20代から40代になったこと、配偶者と知り合うきっかけに仕事関連がはいったことくらいである。

表7 救助總會調査＜大陸配偶＞基本状況

| 調査年            | 2006～2007   | 2008～2009   |
|----------------|---|---|
| 調査総数           | 2,489人  | 1,846人  |
| 出身地            | ①福建 (20.3%)<br>②湖南 (14.7%)<br>③広西 (10.6)              | ①福建 (19.3%)<br>②湖南 (15.2%)<br>③広西 (10.6%)             |
| 年齢層            | ①30～39歳 (38.4%)<br>②20～29歳 (23.9%)<br>③40～49歳 (20.5%) | ①30～39歳 (37.6%)<br>②40～49歳 (22.9%)<br>③20～29歳 (17.4%) |
| 学歴             | ①中卒 (36.4%)<br>②高卒 (38.6%)<br>③専門学校以上 (13.6%)         | ①中卒 (40.2%)<br>②高卒 (30.1%)<br>③小学以下 (12.2%)           |
| 出会い            | ①親戚友人 (69.3%)<br>②旅行中 (9.0%)<br>③仲介業者 (8.4%)          | ①親戚友人 (66.8%)<br>②仕事で (12.7%)<br>③仲介業者 (8.3%)         |
| 婚姻年数           | ①6～10年 (24.4%)<br>②5年以内 (19.3%)<br>③16～20年 (19.0%)    | ①6～10年 (49.1%)<br>②5年以内 (44.2%)<br>③11～15年 (4.6%)     |
| 配偶者との年齢差あるいは年齢 | ①10歳差 (39.0%)<br>②20歳差 (28.5%)<br>③5歳差 (19.7%)        | ①60歳以上 (28.9%)<br>②40～49歳 (27.4%)<br>③30～39歳 (26.9%)  |

出所：中華救助總會（2007）・（2009）より筆者作成

<sup>66</sup> 1950年に中国大陸災胞救済総会として設立され、当初は民間団体として中国大陸から台湾や香港などに逃れた中国人の援助活動を行っていた。現在は国内外の災害救助を中心に活動しており、その一環として大陸からの配偶者支援活動を行っている。

<sup>67</sup> 中華救助總會（2007）『服務在台大陸配偶工作專輯3』pp.36-71、（2009）『服務在台大陸配偶工作專輯4』pp.31-70

<sup>68</sup> この調査は、台湾全土で中華救助總會主催が実施した＜大陸配偶＞及びその家族に対する法令説明会に集まった参加者に対して行ったものである。そのため被調査者はこうした説明会や救助總會の活動に対して比較的関心が高い者が多いという特徴があり、また＜大陸配偶＞の台湾人配偶者が必ずしも榮民ではないことに注意する必要がある。しかし直接的な支援活動を行っている団体による調査であるため、被調査者が協力的に回答しているという側面もみられる。

この調査で注目すべき点は以下の配偶者状況である。2006～2007年調査では配偶者との年齢差が10歳差、20歳差、5歳差という順位ではあったが、30歳差と回答した者が291人（12.8%）あったこと、また配偶者の年齢が65歳以上と答えた者が681人（28.1%）、すなわち台湾人配偶者のおよそ3人に1人は高齢者であったということである。また配偶者の健康状態や収入については277人（11.5%）が心身に障害を持っていると回答し、208人（8.6%）が低収入戸つまり生活保護対象世帯であると回答している（表8）。

表8 台湾人配偶者状況

|     | 65歳以上か |      | 心身障害はあるか |      | 低収入戸であるか |      |
|-----|--------|------|----------|------|----------|------|
|     | 人数     | (%)  | 人数       | (%)  | 人数       | (%)  |
| Yes | 681    | 28.1 | 277      | 11.5 | 208      | 8.6  |
| No  | 1,739  | 71.9 | 2,143    | 88.5 | 2,212    | 91.4 |
| 合計  | 2,420  | 100  | 2,420    | 100  | 2,420    | 100  |

出所：中華救助總會（2007）pp.43-44より筆者作成

また2008～2009年調査では台湾人配偶者の健康状態についてさらに詳細に尋ねており、「持病や障害はあるが自立生活ができる」と回答した者が226人（13.9%）、「自立生活が困難で介護が必要」と回答した者が112人（6.9%）、「長年にわたり寝たきり生活」が18人（1.1%）となっている。すなわち大陸籍配偶者と結婚した台湾人夫の21.9%、5人に1人は身体に何らかの病気が障害を有する者であることがわかる（表9）。また夫の経済状況については、安定した仕事に就いている者は49.8%、退職者が408人（27.0%）、レイオフ中が335人（22.1%）であり、配偶者の2人に1人は現在無職状態にあることがわかる。大陸籍配偶者の婚歴は674人（39.4%）が再婚者で3回以上という者も53人（3.1%）にのぼり、大陸籍配偶者自身の平均年齢も高いが、その4割以上が初婚ではないという特徴をもっている（表10）。

表9 台湾人配偶者の健康状態

| 健康状態       | 人数    | %     |
|------------|-------|-------|
| 良好         | 1,271 | 78.1  |
| 持病、障害（自立可） | 226   | 13.9  |
| 要介護        | 112   | 6.9   |
| 寝たきり       | 18    | 1.1   |
| 合計         | 1,627 | 100.0 |

出所：中華救助總會（2009）p.39

表10 台湾人配偶者の就業状況

| 就業状況  | 人数    | %     |
|-------|-------|-------|
| 就業中   | 754   | 49.8  |
| 退職    | 408   | 27.0  |
| レイオフ中 | 335   | 22.1  |
| その他   | 16    | 1.1   |
| 合計    | 1,513 | 100.0 |

出所：中華救助總會（2009）p.40

いずれの調査においても、結婚相手の台湾人配偶者の条件がよくないことが明らかになっている。親戚友人の紹介や仲介業者の斡旋によって結婚したと回答した者がどちらの調査でも8割近くにのぼり、仕事や旅行等をきっかけとして自ら配偶者と知り合った者は2割を切っている。中国大

陸でも家格については<門当戸対>すなわち同レベルであることを重視する傾向はいまだにみられるが、一般に<男高女低><sup>69</sup>の婚姻観をもつ中国人同士であれば、条件の悪い台湾人男性と大陸籍配偶者との婚姻に介在するのは、やはり両地域の経済格差を念頭におくのが妥当な考え方であろう。また台湾人夫の3人に1人が65歳以上という現実を考えると、台湾人夫が結婚に求める条件と大陸籍配偶者が求めるものの利害が一致しないこうした婚姻は成立しない<sup>70</sup>。

2009年の調査では、アンケートの集計結果をさまざまな因子でクロス分析にかけている。それによって明らかになったのは以下のようなことである。

- ・台湾人配偶者との出会いが旅行、仕事、インターネットなど、自ら直接知り合った場合は比較的夫婦関係が円満であるが、親戚友人の紹介や婚姻紹介所による場合は夫婦間の親密度が低い傾向にある。
- ・夫婦間の円満度は大陸籍配偶者が初婚ではなく再婚である場合がもっとも高い。
- ・身分証取得資格に関わるため、來台年数が大陸籍配偶者の生活適応に影響を与えている。
- ・離島に居住している大陸籍配偶者をのぞき、多くの者が行政への問題解決を求めず、台湾人夫の義家族への支援要請や場合によっては自ら処理し、外部へ助けを求めない傾向が強い。
- ・大陸籍配偶者に対するさまざまなサービスの利用頻度には居住地が影響している。
- ・大陸籍配偶者はすでに欠かすことのできない存在になっているにもかかわらず、彼女たちに関するマイナス報道が多いため、台湾社会全体が彼女たちに対してステレオタイプの印象をもっている。

大陸籍配偶者の社会適応状況について尋ねた項目については「身分証を得るのが困難（90.9%）」「就業が困難（84.0%）」「他の台湾人との交流が難しい（100%）」「経済圧力有り（52.6%）」「就業問題有り（59.1%）」となっている。先にみたように大陸籍配偶者の台湾人夫の2人に1人は無職であり、大陸籍配偶者自身の無職率も75.6%と8割近くを占めている。そのため経済状況については50.9%が「収入が足りない」と答え、「なんとか維持している」が42.6%であった。

大陸籍配偶者が最も欲しい情報は就業機会に関するものである。「いちばん受けたい職業訓練」は ①PC操作（31.0%）、②料理（15.2%）、③専門技術（14.7%）となっており、「就きたい職業」は ①看護（医院、個人宅）（18.8%）②サービス業（商品販売）（19.5%）である。

大陸籍配偶者の半数以上（56.3%）は現在の台湾人配偶者との間に子どもはいないと回答しているが、居住形態をみると配偶者の親（37.8%）、配偶者の兄弟姉妹（20.1%）との同居も少なくなく、家族成員数が4人以上の者が半数を占めているのも特徴である。

2008年1月から2009年8月までに救助会に対する相談件数は550件（うち電話相談486件）あり、

---

<sup>69</sup> 学歴・収入・身長など、すべての点において男性が女性より優位であることを望む価値観のこと

<sup>70</sup> この点については横田（2008）pp.81-83の結婚移民の定義や台湾の婚姻慣例も参考になる。



「居留・身分・仕事」に関するものが23%、「法律・家庭」に関するもの46%、「各種講習会等に関する問い合わせ」が31%である。具体的な相談内容は身分に関するものは「各段階での身分延期や変更手続きに関する内容」「台湾における生活に関する問い合わせ（保険加入や口座開設など全般）」「離婚や死別による台湾での居留身分に関するもの」「夫が保証人になりたがらない場合」などであり、法律や家庭に関する内容では（1）大陸籍配偶者の親戚に関する問題（連れ子がいつ台湾に来られるか、居留権を得られるか、大陸の父母がいつ会いに来られるか、その手続きや制限）、（2）夫婦の感情問題（離婚をどのように進めればいいのか、自身の権益保障、子女の監護権、身分証に関する問題、大陸に戻って再来台するにあたって夫が非協力的）、（3）経済問題に関するもの（社会福祉を理解したい、経済援助をしてもらいたい）などとなっている。

一般に大陸籍配偶者は言語や文化の壁が東南アジア配偶者よりも少ないという解釈がよくされるが、筆者がこの調査報告の中でもっとも注目したのは、生活適応の質問に対し、大陸籍配偶者の2割が生活に適応していないと回答し、その理由が「言語（36.7%）、観念（23.7%）、生活習慣（21.1%）、家庭成員（10.7%）」の順になっていることである。大陸と台湾は同じ中華圏ではあるが、政治体制や経済発展の状況が異なり、何よりも国土面積が異なる。中国大陸ではその国土の広さゆえ、テレビでは標準語字幕がつけられることが一般的であり、北方と南方では飲食や金銭を含む相対的価値観も異文化と表現しても過言ではないほどの違いがある。大陸内でもそのような状況であることを考えると南方文化圏で国土の狭い台湾との生活習慣の違いや言語の問題は一般に考えられているよりも深刻であることが明らかであり、台湾人夫が本省人であれば、言語問題は日常生活においてもかなり大きな障害となることが想像できる。

## 5-2. 退輔會（2009）の分析<sup>71</sup>

退輔會の報告書では榮民の大陸籍配偶者との面談調査の結果、次のような分析をしている。少し長いですが、重要な部分であるので訳出して掲載しておく。

榮民の多くは大陸への里帰りの際に親戚友人の紹介により大陸籍配偶者と知り合っており、仲介者の紹介での結婚は少ない。榮民の多くにとっては初婚であり、大陸籍配偶者の多くが再婚である。榮民が再婚であっても前の婚姻の子女はすでに成人し独立しているため、榮民と大陸籍配偶者ではその多くが<老少配>の婚姻形式である。榮民が高齢になってから結婚する要因は長年の孤独な生活から老後は「つれあい」ができ、今後健康状態が悪化しても身近に世話をしてくれる人がいることが安心感につながるという。大陸籍配偶者の再婚理由は主に実家の経済状況を改善するためである。前の結婚でもうけた未成年子女の養育負担が大きいことが榮民との再婚の動機となっている場合が多い。すなわち「世話」と「仕事」の交換利益を基礎とする結婚である。しかしこの婚前協議は往々にして現実生活の中で落差を思い知らされることとなる。

多くの高齢榮民は「低階層榮民」であり、毎月2万円に満たない軍人恩給もしくは1万3千元程度の養老金を

---

<sup>71</sup> 退輔會（2009）pp.186-188

受けている。わずかな「高階層榮民」（将校級）は毎月5万円の年金給付を受取ることができ、もしくは退役後も公務員として籍を置き二重に年金をもらえる場合もあるが、これはごく少数者である。しかしほとんどの榮民は住む場所があり、薄給ながらも年金収入があり、節約すれば生活は可能である。したがって経済問題は榮民と大陸籍配偶者の間での争いの主因とはならない。老年榮民の多くは単身生活に慣れているので衣食についてはほとんど自分で行えるし、日常生活も非常に単純で節約生活を送り、1人暮らしに問題はない。しかし家族をもち成員が増え、さらに子どもができる負担は一気に重くなる。また大陸籍配偶者自身も中高年であるため何らかの持病を抱えていることも少なくない。そのため大陸籍配偶者の医療費や子女の教育費用は結婚後の榮民に重く負担となつてのしかかってくる。

榮民の大陸籍配偶者の教育程度は中高卒程度で、多くが死別もしくは離別のため子どもの養育費や生活費負担が大きい。「榮民との結婚」は大陸籍配偶者にとって経済上の困難を解決する近道なのである。來台後彼女たちは日常生活では榮民の世話役割があり、大陸の家族に対しては子女の経済負担という二重役割のバランスをとりながら背負っている。これは榮民の健康状態が良好であれば大きな問題は少ないが、いったん赤信号がともると榮民のケアと仕事を24時間態勢でこなさなければならなくなり、衝突がおきやすくなる。

世間では榮民と大陸籍配偶者の<老少配>の婚姻形式をマイナスに捉えることが多い。しかし面談を受けた大陸籍配偶者の多くが台湾の若い人と結婚するよりも榮民との結婚のほうがずっと恵まれていると答えている。なぜなら榮民は生活面では恩給があり、生活のゆとりはなくとも飢え死にするほどではないし、生活のために身を粉にして働く必要もないからである。通常大陸籍配偶者と榮民は婚前協議を行い、恩給の中から一部を大陸籍配偶者の小遣い或いは固定給として支払い、このお金については大陸籍配偶者が自由に使えることになっている。これ以外にも大陸籍配偶者が外に働きに出かけて得た収入は結婚後に出来た子どもなど必要な生活費以外は大陸籍配偶者が自由に使ってよいことになっているという。多くの大陸籍配偶者が、「榮民はほとんどが単身者で、前の結婚での子どもたちはすでに家庭を持って独立しているため家庭関係は比較的簡単で、家族成員がお金の分け方で干渉するなどの面倒な関係はない」と述べている。

榮民の多くは軍隊での単身生活が長いこと、生活様式がかなり固定化され硬直したものだということ。日常生活においても行動が「号令1つ、動作1つ」式の単方向コミュニケーションの傾向が強い。しかし共産社会の中で辛酸をなめている大陸籍配偶者にとっては、榮民のこうした個性や生活習慣はたいしたことではないと受け流せる。つまり関係性は「夫婦」ではなく「父娘」と表現すべきものである。大陸籍配偶者にとって「少なくとも大陸よりはマシ」と思えるならば、彼女たちの環境適応能力は高く、逆境を生き抜く力も強い。

健康で家事や家族の世話ができるのであれば、榮民はそれなりに責任を分担してくれるので、大陸籍配偶者は後顧の憂いなく外に働きに出かけられる。こうした交換形式の婚姻はいったん榮民の健康状態が悪化し自立生活が送れなくなると暗黙の了解で職を辞し榮民の世話をするしかなくなる。大陸籍配偶者は「榮民の世話をきちんとすることでようやく身分証が手に入る」ということをしっかり意識しており、身分証を手にとることで台湾にとどまって仕事を継続することができ、榮民が死亡した時に半額の遺族年金を手にとることができるのである。大陸籍配偶者がいったん身分証を取得すれば榮民の世話を続けるのかというのは潜在的に存在している問題であるが、これについては多くの大陸籍配偶者が「人は感情のある生き物だから、日頃よくしてもらってれば、相手が自分を必要としている時にそんなに無碍なことはいない」という。

しかし來台後、榮民との間に子どもをもうけた場合は家庭の世話と教育などの負担が重くなり、また高齢の

榮民であれば経済的負担も配偶者にのしかかることになる。中卒程度の学歴しかない中年大陸女性が台湾で仕事を探するのは楽ではない。みつかったとしてもほとんどが低階層の仕事である。長い目で見れば、各家庭の生活条件やその質が将来的には大陸籍配偶者の福祉を左右し、社会福祉への依存人口を増やすことになりかねない。関連機関は一刻も早くこの問題を解決せねばならない。

このようにこの調査報告書では榮民と大陸籍配偶者の婚姻については比較的ポジティブに解釈されており、馬政権の政策緩和路線の影響が見受けられる。懸念は大陸籍配偶者が将来的な台湾における「社会保障の依存者となること」であることが明確に述べられている。

### 5-3. 榮民はなぜ大陸籍中国人を伴侶に選ぶのか

退輔會2007年報告書<sup>72</sup>によれば、台湾全土のおよそ5%の榮民が大陸籍配偶者を娶っているという。すなわち榮民20人に1人が大陸籍配偶者と結婚していることになる。そしてその榮民と大陸籍配偶者の夫婦は平均24.1歳の年齢差がある。日常生活において大陸籍配偶者は高齢榮民の身の回りの世話をする役割を担っており、9割以上の榮民が大陸籍配偶者と結婚する目的を「自分の世話」あるいは「伴侶を探す」ためだと述べている。

榮民が高齢で経済的弱者であるほど大陸籍配偶者を選ぶ傾向が強いことは前述した調査結果からも明らかである。前述したように2011年10月末の統計では、外国籍配偶者家庭における<大陸配偶>と<外籍配偶>の比率はおよそ7:3である<sup>73</sup>。4-1.でみたように、榮民と外国籍配偶者の組み合わせでは大陸籍配偶者と東南アジア配偶者との比率がいずれも9:1で、大陸籍配偶者比率が高い。また榮民の大陸籍配偶者の平均年齢は他の外国籍配偶者調査（台湾人配偶者が榮民以外を含む）に比べても高く、彼女たちはすでに前夫との間に子供のいる再婚者が多いという顕著な特徴をもっている。これらの点に関する説得力のある説明は、いまのところ「介護者役割」をキーワードにして考えるのが筆者にはいちばん理解しやすい。

ではなぜ介護役割を担う者として大陸籍配偶者が選ばれるのであろうか。

ここでは退輔會（2009）からさらに「大陸籍配偶者の増加が台湾の政治・経済や社会文化にどのような影響を与えるか」に関するSWOT分析<sup>74</sup>をとりあげたい<sup>75</sup>。

①**優勢部分**：榮民と大陸籍配偶者は言語も文化的背景も似た環境で育っており、日常生活での家族とのコミュニケーションや新聞やテレビの視聴に問題が少ない<sup>76</sup>。また多くの大陸籍配偶者が中卒程度の教育を受けているので、榮民との生活上の適応や人間関係上の適応には有利に働いている。また彼女たちは小さい頃から働き、経済的に自立することが当たり前という環境で育っているため、来台前はほとんどの者が就業経験をもっている。そのため台湾で社会福祉関係機関に依存せずに就業し経済的に自立する気持ちが強い。また自身の年齢や学歴などがネックとなり台湾での就職が難しいこともよく理解して来台しているため、仕事を選ばず

<sup>72</sup> 行政院國軍退除役官兵輔導委員會（2007）『96年榮民娶大陸或外籍配偶人數統計』

<sup>73</sup> 資料出所は脚注2に同じ。

つらい仕事にも耐性が強いという特徴がある。また高齢榮民はこれまで単身だった者が多く、社会的にも老後の問題を抱えている。彼女たちとの結婚は高齢者ケア労働の人材不足を補い、老年榮民の老後の孤独を解消するという婚姻要求や経済問題を抱える大陸籍配偶者自身双方に利点をもたらす。

②**劣勢部分**：台湾と大陸は文化的背景が似ており、グローバル化時代の多元文化社会を目指すことはできない。また学歴や年齢の関係で大陸籍配偶者は単純労働に就くことが多い。しかしこれは台湾の中年女性や片親家庭などブルーカラー層女性の職業機会に影響を与えることになる。雇用主は安く雇える方を優先するため、台湾の中年女性にとっては大陸籍配偶者の就業は脅威となりうる。また「兩岸関係条例」により大陸籍配偶者は<外籍配偶>よりも厳しい身分制限下におかれている。居留身分が家庭生活や仕事や介護に影響を与え矛盾を発生させ、就業機会の選択に影響を与える。大陸籍配偶者と結婚している榮民は軍階級の低い高齢榮民が多く、大陸籍配偶者も経済問題を抱えている場合が多いため、彼女たちの労働市場への参入は結婚時の重要な協議事項となる。榮民の健康状態に問題がなく榮民自身も自立生活が送れている場合は大きな問題にならないが、榮民の健康状態が悪化あるいは日常生活でもケアが必要となった場合は、ケアと仕事の板挟みとなり婚姻関係に悪影響をもたらす。また榮民の世話だけでなく未成年の子女を抱えている場合はその世話負担が大きく、仕事の選択も「残業なし」や「家の近く」など、さまざまな制約を受けることになる。

③**機会**：大陸籍配偶者は來台後も大陸への里帰りをするため、彼女たちが台湾の政治や経済発展、社会や文化の理解を通して民主化への理解を深めることによって、大陸へプラス影響をもたらすことになる。また経済問題を抱える大陸籍配偶者に就業機会を提供し、台湾の単純労働者不足という問題の解決にもつながる。また特に北方出身の大陸籍配偶者は小麦を主とする食文化があるため、手作りの餃子や包子などの小さな店を起業しやすい。また大陸籍配偶者を人手不足の夜間看護に従事させることで、台湾の夜間看護人材不足が解消され、それなりに手当てが給付されるので昼間の仕事よりも収入は得られるし、昼間は家庭で家事もできるため交代制の夜間看護に彼女たちを積極的に雇用すべきである。

④**脅威**：兩岸関係の特殊性から国家アイデンティティ問題はどうしても避けられない。また榮民との年齢差が大きいため、榮民が死亡した場合、その遺族年金の問題で将来的に大陸籍配偶者が社会保障の負担を増やす可能性がある。また偽装結婚は減っておらず、來台後は家庭を顧みず稼ぐことだけに専心する大陸籍配偶者や來台後すぐに失踪してしまう大陸籍配偶者が後を絶たない。また「兩岸関係条例」の制約により大陸籍配偶者は<團聚><依親居留>段階では就労権が得られない。また労委會が大陸籍労働者の受入れを認めていないため、雇用主の理解が足りないと不法就労者の雇用で処罰されることをおそれ、特に工場などでは雇用が拒まれることが多い。

この分析で言われている「優勢部分」は榮民が大陸籍配偶者を選択する動機としては大きく働いていることが考えられる。劣勢部分にあるような就業の難しさについては、そもそも榮民が配偶者

---

<sup>74</sup> Sは優勢 (strength)、Wは劣勢 (weakness)、Oは機会 (opportunity)、Tは脅威 (threat) を指す。

<sup>75</sup> 退輔會 (2009) pp.190-193

<sup>76</sup> ただし多くの<大陸配偶>が繁体字を読むことはできても書くことができないと答えている。

の稼ぎを当てにしなくても最低限の生活維持が可能であることは大きい。前述したように馬政権の緩和政策の方向性では、大陸籍配偶者が今後さらに低階層の有力な労働力となりうる可能性は高い。言葉や飲食習慣、文化の壁が高い東南アジア配偶者よりも大陸籍配偶者のほうが起業しやすいというのもそのとおりであろう。「夜間看護人材としての期待」や「社会保障費負担増についての懸念」部分を読むと、台湾政府が大陸籍配偶者に対して「高齢者ケア労働の人材不足を補うことができる」ことを期待しながらも、彼女たちが「社会保障の依存者となつては社会的負担が増えて困る」という本音が表出されており、同時に失踪などによる社会治安上の脅威も懸念されている。

こうした分析結果を待つまでもなく、高齢養民の介護役割を担う者として大陸籍配偶者の期待値が高い理由については、やはり介護を提供される側と提供する側のコミュニケーション問題は大きいと考えるべきであり、出身地にもよるがその点大陸籍配偶者の場合は基本的に養民との会話等については東南アジア配偶者のような問題を抱えることは少ない。また大陸籍配偶者の場合は再婚者比率が高く、彼女たち自身の年齢も高いため、同じ中華文化圏の者同士という点からも相対的に比較した場合は、若い東南アジア配偶者よりも価値観の共有がしやすいと期待されることもあるだろう。しかし実際には大陸と台湾では政治的風土も経済状況も異なり、その価値観には大きな相違がみられることが多いため、双方ともが事前に想像していたほど現実には甘くない。そのため4-2.(2) でみたように、大陸籍配偶者と家庭をもった養民の満足度が6割程度にとどまるのではないだろうか。

見方を変えると、養民自身もまたその多くが国民党とともに大陸から移住してきた外省人であり、いわゆる「ひと世代前の移民」である。その養民たちが年を重ね、それまで自由にならなかった婚姻や大陸への移動を考えると、善し悪しは抜きにして彼らが老後のことを考慮して大陸からの配偶者を伴侶として迎えることも理解できないことはない。ただそれが夫婦として対等な関係性であるかどうか、婚姻形態としてそもそも自然であるかどうかはまた別の問題である。

#### 5-4. 外国籍配偶者と外国籍労働者

ここまでみてきたように、大陸籍配偶者は東南アジア配偶者よりも帰化申請に時間がかかり、就労制約も多かったが、国民党馬英九政権の誕生により大陸との関係を重視する方向、すなわち規制を緩和する方向へ変化している。両者を比較して、就労に関しては言語面で大陸籍配偶者が東南アジア配偶者よりも優勢だと一般に言われるが、実際には大陸籍配偶者に対する「言葉ができること」への過度な期待部分もあり、方言や価値観の差異はそれほど小さくはない。再婚者が多い大陸籍配偶者は元夫との子供の養育問題を抱え、本国への仕送りも東南アジア配偶者と同じように抱えている。居留資格による就労制限が加えられることによって、大陸籍・東南アジア籍配偶者とそれ以外の国の配偶者という図式だけでなく、台湾での滞在期間をめぐる実質的な大陸籍内部、東南アジア籍内部の移民間格差も拡大している。

また婚姻移民に対する就労制限の緩和は、一方で一般外国人との間に摩擦を生んでいる。2003年の「就業服務法」の改正によって、台湾人配偶者と結婚して台湾に居留している婚姻移民は配偶者ビザによって自動的に就労が可能となっている。一般の外国人就労者に求められる厳格な学歴要件

や職歴要件も不要とされ、一般外国人の就労審査とは逆の方向に進んでいることが居留身分による外国籍の人々の間の格差を生じさせているという<sup>77</sup>。金戸（2010）は配偶者が優遇され、一般居留外国人との格差が広がると、政府の目論見とは逆に不自然な形の婚姻が増えるおそれもあると指摘している。

外国人労働者問題をみていくと、ブルーカラー層の外国籍労働者が滞在期間中に台湾人と結婚するケースも少なくない。大陸籍を含む外国籍配偶者がブルーカラー層として台湾人よりも安い賃金で雇用されている現状をみると、台湾における外国籍労働者と外国籍配偶者間における境界は非常に曖昧であり、いずれも社会の底辺層におかれた周縁の位置づけとなっている。

5-3.でとりあげた退輔会のSWOT分析では、大陸籍配偶者が「高齢者のケア人材不足を補うことができる」者として期待されながらも、一方で彼女たちが将来的に「社会保障依存者として台湾社会の負担を増やす」ことや「社会治安上の脅威になること」に対しては懸念が示されている。政府が企画している外国籍配偶者への講習会についても、大陸籍配偶者たちの介護や看護技術への職業訓練に対する意欲は高い。こうした「介護要員としての期待」が行政報告書に明記されていることをみても、台湾政府が大陸籍配偶者を社会的に不足しているケア労働者を補うための「手段」としてとらえていることが透けてみえる。

## 6. おわりに

本稿では台湾における国際結婚や外国籍配偶者の特徴を明らかにし、とくに榮民と大陸籍配偶者の婚姻に焦点をあて、調査報告書の分析をベースにその特徴をみてきた。配偶者が榮民と限定されていない大陸籍配偶者に対するアンケート調査報告とも比較しながら、大陸籍配偶者がとくに低階層の台湾人高齢者の介護要員としての役割を期待されていることに着目してきた。

現状では榮民が外国籍配偶者と結婚する場合<sup>78</sup>は、その9割が大陸籍配偶者である。配偶者に対して〈傳宗接代〉を求める場合は若い東南アジア出身者が選択され、老後の介護者役割を求める場合は中年の大陸籍配偶者が選ばれる傾向が顕著にみられた。組み合わせとしては高齢榮民と中年の大陸籍配偶者が多く、榮民と結婚している大陸籍配偶者は7割以上が再婚者であった。こうした特徴は、これまでの研究でも言われているように「無給の介護要員としての外国籍配偶者」という言葉と結び付き、現在すでに大陸籍配偶者の多くが高齢榮民の介護に携わっているかのような印象を受ける。しかし詳細に調査報告書を読んでいくと、大陸籍配偶者と結婚している榮民は健康状態が比較的良好な者が7割近く、また持病や心身障害があっても自立生活を送ることができている者が3割と比較的多く、榮民が現状からの必然に迫られて大陸籍配偶者を求めたというよりも、将来自分の健康状態がいまよりも悪化した場合を想定して配偶者を選択していること、またその場合、高齢

---

<sup>77</sup> 金戸幸子（2010）「台湾における多文化社会の展開と「新移民」問題」日中社会学叢書第2巻 永野武編著『チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』明石書店 pp.279-281

<sup>78</sup> 本稿では男性榮民と大陸女性の婚姻のみを扱ったが、榮民には男性ばかりでなく2010年末統計で15,016人（榮民全体の3.3%）の女性榮民がいる。彼女たちの婚姻状況についても今後調べていきたい。

であるほど東南アジア出身者ではなく大陸籍配偶者を選んでいる傾向が強いことがわかった。

榮民と大陸籍配偶者の婚姻においては事前協議が行われるケースが多く、榮民が大陸籍配偶者に対して一定の小遣いや固定給を支払っていることも明らかになった。この点についてはさらに裏付け調査が必要であるが、こうした事前協議は一種の労働契約とも考えられるため、一般に言われる「無給の介護要員」と同列には考えにくい。また調査報告書の榮民配偶者に対するインタビュー分析からはステレオタイプのな「不幸で立場の弱い大陸籍配偶者」の姿とは異なる姿もうかがえた。救助会による大陸籍配偶者調査では、大陸籍配偶者と結婚している台湾人配偶者の3人に1人が高齢者であり、20%の者がいわゆる社会的弱者（心身障害者、低所得者）で、2人に1人は無職であった。榮民配偶者調査との大きな相違点は同居している家族数が配偶者の親兄弟を含め4人以上であると答えた者が半数以上を占めていることである。また台湾人配偶者との間に子女をもうけている者も半数以上にのぼり、これも榮民の大陸籍配偶者は中高年層が多く、9割近く来台後に子女をもうけていないことと大きな差がある。

榮民はほとんど外省人であり、大陸籍配偶者との婚姻においては内省人と本省人というエスニシティの差による言語や文化の違いは事前に相手の出身地を確認しておくことで回避しやすいという大きな特徴をもっている。大陸籍配偶者が介護者としての役割期待を担っていることは調査結果から読み取ることができたが、その台湾人配偶者が榮民であるか否かは大陸籍配偶者にとって、婚姻移民としての台湾における生活に大きな影響をもたらしていることが明らかになった。

台湾政府の婚姻移民に対する政策は台湾への「同化」傾向が強くみられ、外国籍配偶者を「いかに早く台湾の生活に順応させる」か、また言語や風俗習慣にいたるまで「外国籍配偶者の側」が台湾の風土に慣れることに重点が置かれており、台湾人に対して彼女たちを理解する講習会や勉強会が開かれているわけではない。筆者が台湾で接した台湾人たちもメディアなどを通して偽装結婚や非合法の就労問題、虐待や逃亡など負の側面を強調した報道に接する機会が多く、ブルーカラー層の外国人労働者と同じように「自分たちよりはひとつ下の階層」という認識をもっている者が多い印象を受ける。

なにより行政の報告書の中に大陸籍配偶者に対しては「介護労働現場における人材不足を補う者」としての期待がはっきりと書かれており、一方で彼女たちの帰化による「将来的な社会保障の負担増」は懸念材料とされている。台湾政府の外国籍配偶者に対する認識は、「外国籍配偶者と外国籍労働者との区別が曖昧」なのではなく、外国人ケア労働者と同じように「介護を外部化するために必要な人材」だと考えていることが行政の調査報告書のなかから見出せたことは大きな収穫である。少子化対策の一環として狭い国土ながら「適切規模」の移民受け入れを前向きにとらえ、多元文化主義を提唱する政府姿勢は、台湾におけるグローバル化への積極的な対応策としてとらえられがちであるが、内実は外国籍配偶者の「同化」を目指し、その背景に台湾人自身が敬遠する3K職場としての介護労働の安価な担い手としての期待があることを見落としてはならないと思う。

外国籍配偶者に対するこれまでの研究では、彼女たちに対する意識改革と同時に受入れ家族が他国の文化を受入れる方向での意識改革も必要であり、専門家の育成、サポート体制の充実、法的権益拡充の必要性などが提起されてきている。しかしメディアの報道や斡旋業者によってつくられて

いく「経済後進国からやってきたかわいそうな人々」という「上から目線」を変えていくのは容易なことではない。彼女たちと直接の接点をもたない台湾人にとって、ある意味そのイメージは意図的に「つくられたもの」であり、政府の施策そのものも彼女たちのもつ自国の文化や伝統を尊重し、その子女に対して伝統的文化継承を目指す方向性のものとはいえない。

筆者がこれまで接してきた台湾人たちの間でも大陸からの移民が一気に増えることへの懸念の声は少なくない。これまでに実施したインタビュー調査においても婚姻移民や外国籍労働者の増大に対する懸念は、とくに高齢者介護施設や関係行政部門などの行政担当者に根強い印象がある。現場で多くの外国人労働者を雇用している施設関係者たちからは、彼女たちの方が却って台湾人ヘルパーよりも真面目に働くという評価の声もあったが、直接彼女たちと接する機会の少ない政府関係者には厳しい意見が多かった<sup>79</sup>。すでに台湾では外国人労働者の存在なしには経済が成り立たっていかない現状がある。これからさらに外国籍・大陸籍配偶者たちが台湾社会で就労する機会が増大すれば、台湾のブルーカラー層や就労に関しては底辺におかれている原住民や中年婦女の就労を一層難しいものにするのではないかという懸念も行政担当者にはある。中台関係が焦点となった2012年1月の総統選挙で馬英九は再選され、2期目の政権運営を担うこととなった。今後、馬英九政権がどのように大陸からの婚姻移民を受け入れていくのか引き続き注目していきたい。

---

<sup>79</sup> 城本るみ (2010) 前掲論文 pp.57-59

#### [日本語文献]

- 安里和晃 (2008) 「介護者としての外国人労働者と結婚移民」  
神田外国語大学『異文化コミュニケーション研究』20号
- (2009) 「東アジアにおけるケアの「家族化政策」と外国人家事労働者」  
福祉社会学会『福祉社会学研究』6
- ウ シンイン (Hsin-Yin WU) (2011) 「台湾における結婚移民女性に関する動向と支援策」  
『東京大学大学院教育学研究科紀要』50巻
- S.カースルズ、M.J.ミラー (関根政美、関根薫監訳) (2011) 第6章 「アジア・太平洋地域の移民」  
名古屋大学出版会『国際移民の時代 (第4版)』
- 奥島美夏 (2008a) 「インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ」  
神田外国語大学『異文化コミュニケーション研究』20号
- (2008b) 「台湾受け入れ再開後のインドネシア人介護労働者と送出制度改革」  
神田外国語大学『異文化コミュニケーション研究』20号
- 金戸幸子 (2010) 「台湾における多文化社会の展開と「新移民」問題」日中社会学叢書第2巻  
永野武編著『チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』明石書店
- 小島 宏 (2007) 「国際結婚夫婦の家族形成行動—日本と台湾の比較分析」



中央大学『経済論纂』第47巻 第3・4合併号

塩川太郎 (2009)「移民が急増する台湾－中国大陸重視へ傾斜した移民政策」

拓殖大学海外事情研究所『海外事情』57巻 (11)

謝億榮 (2006)「台中結婚と台湾アイデンティティ－中国人配偶者が持ち込む中華アイデンティティとの確執」

北九州大学大学院学位請求論文

城本るみ (2010)「台湾における介護労働者の雇用」弘前大学人文学部『人文社会論叢』（社会科学篇）第24号

施昭雄・陳俊良・許詩屏・桂田愛 (2007a)「中国大陸及び東南アジアの外国籍配偶者移民の背景から考察する「新台湾之子」の教育問題とその対策」福岡大学『福岡大学研究部論集.A.人文科学編』6 (6)

——— (2007b)「台湾における外国籍及び中国大陸籍配偶者の現状とその課題」

福岡大学『福岡大学研究部論集.A.人文科学編』6 (6)

田上智宜 (2010)第4章「新移民政策の形成と展開」佐藤幸人編

「台湾総合研究Ⅲ 社会の求心力と遠心力」調査研究報告書 アジア経済研究所

沼崎一郎 (2010)第1章「台湾社会分析の現状と課題－社会階層とエスニシティを中心に」

佐藤幸人編「台湾総合研究Ⅲ 社会の求心力と遠心力」調査研究報告書 アジア経済研究所

横田祥子 (2005)「台湾・東南アジア系移民の今日と多文化主義の行方」

『アジア遊学』No.81 勉誠出版

——— (2008)「グローバル・ハイバガミー？」神田外語大学『異文化コミュニケーション研究』20号

## [中国語文献]

李明堂・黄玉幸 (2008)「台湾十年來東南亞<外籍配偶>研究趨勢分析－以全國碩博士論文為例」2008年第十届

台灣的東南亞區域研究年度研討會論文

内政部統計處 (2009)『中華民國98年老人狀況調查報告』

内政部統計處 (2008)『96年居家服務補助使用者狀況調查報告』

内政部入出國及移民署 (2009a)『外籍與大陸配偶生活需求調查報告』

——— (2009b)『内政部入出國及移民署97年年報』

——— (2009c)『移民行政白皮書』

——— (2009d)『大陸及外籍配偶生活處遇及權益之研究』(内政部入出國及移民署委託研究報告)

内政部入出國及移民署全球資訊網 (2011)

統計資料 (<http://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1106836&ctNode=29699&mp=1>)

外籍配偶人數與大陸 (含港澳) 配偶人數

(<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/11123949506.xls>)

我國人與外籍人士結婚統計

(<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/110219463357.xls>)

我國人與外籍人士離婚統計

(<http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/110219465552.xls>)

95年身心障礙者生活需求調查結果摘要分析

(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/Survey/list.html>)

王燦槐·林艾蓉(2009)「台灣女性勞動力運用之比較：以東南亞配偶、大陸配偶、本國有偶婦女為例」

『台灣東南亞學刊』6卷2期

王明輝(2004)「台灣外籍配偶結構性弱勢情境之分析」『社區發展季刊』107

——(2006)「跨國婚姻親密關係之探討：以澎湖地區大陸媳婦的婚姻為例」『中華心理學刊』19(1)

行政院國軍退除役官兵輔導委員會(2009)期末報告『榮民之大陸及外籍配偶就業、就學與福利服務規劃之研究』

行政院國軍退除役官兵輔導委員會(2011)性別統計

(<http://www.vac.gov.tw/content/index.asp?pno=677>)

性別統計綜合分析 (<http://www.vac.gov.tw/files/99性別統計綜合分析.DOC>)

榮民大陸及外籍配偶統計分析 (<http://www.vac.gov.tw/files/99陸配及外配統計分析1.doc>)

榮民整體狀況－按性別統計 (<http://www.vac.gov.tw/files/1sex2.xls>)

榮眷人數－按性別統計 (<http://www.vac.gov.tw/files/sex2.xls>)

張瀝分(2011)「淺談跨國婚姻家庭及子女照顧輔導服務」

(<http://group.cyhvs.cy.edu.tw/mediafile/403/fdownload/636/985/2011-4-26-14-46-5-985-nf1.pdf>)

中華救助總會(2007)『服務在台大陸配偶工作專輯3』

——(2009)『服務在台大陸配偶工作專輯4』